

24
219

(有所權版)

明治三十年十二月改正四版

兵卒教授書

全

姫路 近藤喜保藏版



始



特29
~~特66~~ 340
149

兵卒教授書ヲ編纂シ以テ學

科教授者ノ資トス

明治廿九年十一月

余語征信



兵卒教授書目次

第一篇

第一章

總論

各聯隊軍旗御授與ノ年月日

一五七

第二章

軍人精神及德義

一〇七

勅諭讀法講義

第三章

武官ノ班次及階級

六〇六

第四章

上位ニ對スル禮稱

六三六

第五章

歩兵隊ノ編成

六四六

第六章

上官ノ官姓名

六六六

第七章

兵種區別

六七六

第八章

軍隊諸部識別

七〇七

第九章

都督師團旅團聯隊番號及其位置

七二七

第一章

陸軍敬禮式

七七七

第二章	起居ノ心得	八七
第三章	物品ノ裝置	九一
第四章	服裝規則	九三
第五章	服裝及武裝注意	九四
第六章	非常警報	九七
第七章	武器裝具ノ名稱	九八
第八章	銃ノ分解及結合	九九
第九章	銃ノ保存	一〇六
第十章	檢査	一一二
第十一章	使役	一一二
第十二章	外出ノ定則	一一三
第十三章	休暇規則	一一四
第十四章	褒賞	一一五
第十五章	勳章ノ種類及起因	一一六

第十六章	疾病	一一八
第十七章	陸軍刑法摘要	一一九
第十八章	懲罰令摘要	一二一
第十九章	衛兵勤務	一二四
第三篇		
第一章	地物利用	一二六
第二章	方位學	一三〇
第三章	地形ノ識別	一三一
第四章	前哨	一三六
第五章	前哨ノ圖	一三七
第六章	行軍	一四九
第七章	行軍隊形ノ圖	一五〇
第八章	行軍前及行軍中ノ注意	一五一
第九章	徽候記号暗号	一五七

第八章	宿營	一五九
第九章	射撃ノ摘要	一六一
第十章	距離測量	一六七
第十一章	定語	一七一
第十二章	歩兵下作摘要	一七三
	堡壘ノ斷面及ビ名稱ノ圖	一七五
第十三章	傳令使ノ心得	一七八
	附錄	
第一款	野外要務ノ摘要	一八〇
	赤十字社條約解釋	一八七
第二款	歩兵操典摘要	二〇一
第三款	歩兵下作ノ摘要	二一〇
第四款	雜則	二一一
	創傷手當法	二一三

第一篇 第一章 總論

大日本帝國

大日本帝國トハ我々が生活シテ居ル處ノ獨立不羈ノ立派ナル土地ニテ日本人民が一同ニ力ヲ協シテ組織シ大昔ヨリ忝モ皇統一系ノ天皇陛下下ガ支配シ下サル處ノ此ノ神聖ナル御國ヲ申シマス

日本人民

右ノ日本國ヲ組立テ共ニコレヲ保護ル所ノ倭魂ヲ持テナルモノハ皆日本人民テアリマス

兵役

我人民ハ一向ニ此日本國ヲ保護テ行カナイモノハナイシカシ其中テ直接ニ之ヲ保護モノハ吾々兵役者デアリマスソレ故ニ我國ノ人ハ皆兵役ニ服サナケレハナラヌコトハ猶租稅ヲ出ス義務アルト同シテ決シテ法律ノ爲

メニ仕方ナシニ服スル者デハナイ國民タルモノ、義務トシテ服子ハナラ
マ當前ノ義務デアリマス然レモ重罪刑ニ處セラレタルモノヤ不具癡疾者
ハ兵役ニ服スル權理ハアリマセン

兵役ニ四種アリ常備兵役(現役豫備)後備兵役

兵役ニ四種アリ常備兵役(現役豫備)後備兵役、補充兵役(第一第二)國民
兵役(第一第二)ト云フ

問 常備及後備兵役ノ年限ハ

答 常備兵役ハ現役三年豫備役四ケ年四ケ月後備役ハ五ケ年ナリ

問 補充兵役ハ

答 第一補充兵役ハ七年四ケ月ニシテ教育ノ爲メ初年ニ百五十日以内召
集セラレ第二補充兵役ハ一年四ケ月ナリ

問 國民兵役ハ

答 第一國民ハ後備役及第一補充兵役ヲ終リタルモノ四十歳ニ至ル迄之
ニ服シ第二國民兵役ハ他ノ兵役ニ服セサル全國ノ男子滿十七歳ヨリ

四十歳ニ至ル迄之ニ服ス

軍人

兵役者スナハチ吾々ノ様ナ刑罰等ノ耻辱ヲ受ケタルヲ無ク國民タルモノ
、權利ヲ有テ居リシカモ國家ヲ護ルニ堪ル強壯ノ体格ナルモノヲ軍人ト

云フ誠ニ名譽ナル義務ニ服スル者デアリマス

軍隊

我日本軍人ノ結團ニシテ外ヨリ來ル敵ヲハ打チハテヒ國家ヲ保護シ

皇威ヲ發揚シ内國ノ秩序ト安寧ヲ維持スルニ足ル爲メ萬人カ一人ノ心ト
同シト云フ様ナ一致シタル強キ結團ヲ云フ

軍旗

聯隊旗ノ一ニテ只一片ノ絹布ト一竿ノ棒ト思フヘカラス我等聯隊ノ名譽ト我日本ノ威光トヲ表ハス大切ナル標章ナリ故ニ吾々ハ軍旗ニ向テハ最モ可憚ナル敬禮ヲ盡シ如何ナル場所テモ如何ナル危難ノ場合テモ之ヲ認ムレハ安心立命ノ目標トナシ其身ヲ處置セテハナラヌ

問 軍旗ヲ守護スルノ決心如何

答 軍旗ハ聯隊ノ精神ト同シモノナレハ若シ之ヲ敵ニ取レタルトキハ聯隊カ死シタト同シテアリマス故ニ其耻辱ハ千年経テモ決シテ消エマセン又如何ナル手功ヲ立テ、モ之ヲ償フカ出来ヌモノテアリマスソレユヘ吾々ハ如何ナ艱難ニ遇フモ身格カ粉トナルモ一心ニ之ヲ護ラテハナラヌ

○各聯隊軍旗御授與年月日ハ左ノ如シ

- 近衛歩兵第一聯隊ハ 明治七年一月廿三日授與
- 同 歩兵第二聯隊ハ 全 上
- 同 歩兵第三聯隊ハ 明治十八年十月廿七日授與
- 同 歩兵第四聯隊ハ 明治二十年五月廿四日授與
- 師團歩兵第一聯隊ハ 明治七年十二月十九日授與
- 同 歩兵第二聯隊ハ 全 上
- 同 歩兵第三聯隊ハ 全 上
- 同 歩兵第四聯隊ハ 明治八年九月九日授與
- 同 歩兵第五聯隊ハ 明治十一年十二月廿九日授與
- 同 歩兵第六聯隊ハ 明治七年十二月十九日授與
- 同 歩兵第七聯隊ハ 明治八年九月九日授與

同 歩兵第八聯隊ハ 明治七年十二月十八日授與
 同 歩兵第九聯隊ハ 全 上
 同 歩兵第十聯隊ハ 明治七年十二月十八日授與
 同 歩兵第十一聯隊ハ 明治八年九月九日授與
 同 歩兵第十二聯隊ハ 全 上
 同 歩兵第十三聯隊ハ 明治八年九月九日授與
 同 歩兵第十四聯隊ハ 全 上
 同 歩兵第十五聯隊ハ 明治十八年七月廿一日授與
 同 歩兵第十六聯隊ハ 明治十七年八月十五日授與
 同 歩兵第十七聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與
 同 歩兵第十八聯隊ハ 明治十七年八月十五日授與
 同 歩兵第十九聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與

同 歩兵第二十聯隊ハ 明治十八年七月廿一日授與
 同 歩兵第二十一聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與
 同 歩兵第二十二聯隊ハ 明治十九年八月十七日授與
 同 歩兵第二十三聯隊ハ 全 上
 同 歩兵第二十四聯隊ハ 全 上
 同 歩兵第二十九聯隊ハ
 第二章 軍人精神
 我軍人ノ精神ハ特有ナル 倭魂 即チ忠君愛國ノ志操ニシテ勅諭ノ五ヶ
 條テアリマス
 勅諭
 勅諭トハ天皇陛下ヨリ我々軍人ニ諭シ玉ハリタル難有思召テアリマス
 故ニ軍人タルモノハ必ス之ヲ諳ニ覺ヘ置カ子ハナラヌモノテアリマス

問 勅諭五ヶ條トス如何

答 軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシ軍人ハ武勇ヲ尚フヘシ軍人ハ信義ヲ重スヘシ軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ此ノ五ツ、デアリマス

問 軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ御上ニ忠儀ヲスルコト、オモナル、ツトメト、セ子ハナラナイト云フコトス

問 忠儀ト申スコトハ子が親ニ孝行スルト同シ譯テ

答 天皇陛下ノ御恩ヲ報シマスル爲ノ善理デアリマス

問 軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ敬禮ト行儀ヲ正シクセ子バ、ナラナイト、云フコトデアリマス

問 禮ト申スハ上ノ者ヲ尊敬コト儀ト申スハ 敬ノ志ヲ外ニアラハス行儀デアリマス

問 軍人ハ武勇ヲ尚フヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ勇氣、大切テアルト云フコトデアリマス

問 勇氣ト申スハ大勢ナ敵兵ヲモ懼レマセス又僅カナ敵兵ヲモアナトリ

答 マセント云フ猛ク勇シイ氣象デアリマス

問 若盛ノ氣象テ人ト軍闘ナシタリ亂暴ナコトスルハ軍人ノイヤシムヘ

答 キ小勇ト申スモノコレハ武勇トハ申サレマセヌ

問 軍人ハ信義ヲ重シムヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ信ト義理カ大事テアルト云フコトデアリマス

問 信トハ自分カ言フコトハ間違ヘヌ様ニヤツテ行クコト義理トハ自分カ

答 務ヲ 働テ行クコトデアリマス

問 軍人ハ質素ヲ旨トスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハツマシイジミナコトヲ第一トセテハナヲナイト云

フイテアリマス

驕ツタリ華美ナクテスルハ質素テハアリマセヌ

問 五ヶ條ノ御訓ヲ守テ行クニハ何カ大切ナリヤ

答 誠心ト申スノカ大切テアリマス

誠ト申スハイヤケナイ眞直ナ正シイ心テアリマス

勅諭

天皇陛下が軍人どもにおさとし
なさるみまどのり

我國の軍隊は

わが日本國の世々天皇の代々天皇の統率し給

ふ所にぞある

すべ、ひきい、なさる昔神武天皇躬づから

し、神武天皇さま

大伴物部の兵どもを率ひ大伴や、物部とい

が、まじふんに、

を、つかさどるやくば、るのやくば中國のまつるはぬ者どもを

の、兵どもを、かつれなされて

わが今の、五畿内あたりの、し討ち平げ給ひ

たがはぬ、わるものどもを

座に即かせられて

天皇御くらしいに、天下を平らめ給ひ

しより 天下を、をんをさ 二千五百有餘年を經ぬ 二千五百年

じたいを 此間 此の間の二千五百 世代様の せけんの 移り換る

に隨ひて うつり、かわ 兵制代 兵のたて 沿革も かはりた、

亦屢なりき また、たびく 古は天皇躬づから むかしは天皇陸 下がとじふんに

軍隊を率ゐ給ぬ 軍隊を、ひきつれて 御制にて ありまして

時ありきは ときに、 皇后 をんきさ 皇太子 若きみさまの

代々せ給ふまどもありつゞき かんかわりを、なされた 大凡

兵權と たいてい、兵をつか 臣下に けらゝ 委ね給ふことは

なかりき おんまかせなされたま 中世に至りて ながさるの、トだ

文武の制度 文と武、兵のことに、かゝりあわぬすべてのこと、武とは

皆唐國風よ倣はせ給ひ みな、からのくにの、 六衛府を置き

うこんゑ、さめんゑ、うゑもん、さゑもん、うひやうゑ、さ 左右馬寮と

ひやうゑ、という、六つの兵を、つかさどるやくばをおさ 防人など わるものを、ふせ

建て さまりよう、うまりよう、といふ びまをつかさどる、やくばをたて 兵制は整ひたれども

設けられしあは かしらへなさ 兵制は整ひたれども 兵れた

は、とこの打續ける昇平は狂れて うちつぎいて、よがた 朝廷 いらかなるに、なれて

の政務も 朝廷のごせ 漸文弱に流れければ だんくみやびな

なりた 兵農 兵士となるものと農 民と、なるものと どのづから二に分れ しせん

つにわ 古の徴兵は 徴兵とは、すべてじんみんが、みなめされて兵と

かされて いつとなく 壯兵の装に變り 壯兵とは、ねがうて、なりた

の、すおた 遂に武士となり 武士とはたいく、兵となるまとはか

にかはりて 兵馬の權は 兵を、つかさど 一向に其武士ともの

のになりて けんりは

棟梁たる者に歸 一さい、その武士ともの、かしら 世の亂と共

に せけんがみだれ 政治に大權も くにを、おさめて、ゆくところ

亦其手に落 またその武士ともの、かりらの 凡七百年の間

あらし七白 武家 武家政治とはなりぬ 武士とものいへに、せいト

年たつあいた 世の様の移換りて 斯なれるは のようよ、な

人力も 挽回 挽回をべきにあらずとは云ながら ひどの、ちから

かへそ、ことはでき 且は我國體に戻り ひとつには、わがくに 且

ぬどの、いひながら 十五

は我祖宗の またひとつに、わが、ごせんぞさまの 御制に背き奉り おんきまりにそむきて

浅間一き次第なりき なげかわしい 降りて よのたんとくとして

弘化嘉永の頃より 弘化や嘉永といふね 徳川の幕府 幕府とは

いじを、するやくばのこと そのせいとの、ゆき 其政衰へ とどかぬようになり 剩へ

をいふゆへに、徳川家のこと よそのくに、すなはち、せいようの 外國の事とも起りて くにどの、かよりあいが、をこりて

に、なほ そのよその國の、けい 其侮とも受けぬべき べつまでうけるような 勢も迫りければ

ばあいま、せ 朕とは天皇陛下が、おれがと、ごト 朕が ぶんの、まどを、あうせらるゝなり 皇祖仁孝

天皇 おはぢのみまどにおあたりなさるゝ 仁孝天皇さまと、もをすおんかたや ちののみ 皇考孝明天皇 まどに、

おあたりなさるゝ、孝明天 きつく、お 痛く宸襟と んころろを 惱し給ハ

こと おんいため、な 忝くも又惶けれ かたじけないわけで、またお

然るに それ 朕幼くして 今上天皇陛下か、またお 天津日嗣と

受け はじめ 初天皇の御位に、おつ 征夷大將軍 昔の大將のやくめのあこ

なり いふ 其政權と返上 そのせいとを天皇陛下 大名小名 大名も

其版籍と奉還 そのりようぶんを 年を経ずして 一年もた

海内一統の世となり 日本中が、天皇陛下の、おんてひとつで 昔の

制度に復さぬ むかしの、おんきまり 是文武也 これは文のほうに

忠臣 忠臣 ちゆうしん 長弼ありて かよりたもれや武

朕を輔翼せむ 今上天皇陛下をか 功績なり てがら 歴世祖宗の

専養生を いぢすに人 憐之給ひ たすけもふしたる 御遺澤なり

併我臣民の あわれみたまふて、おんのおしな 順逆の理 順とはしたかふこ

わがまが おのれ 其心に めいよくこと 順逆の理 と逆とはさからふ

人民どもが おのれ 其心に めいよくこと 順逆の理 と逆とはさからふ

大義の重きを かみのために、ぎをつく

知れるが故に あつて 大義の重きを かみのために、ぎをつく

兵制を更め 兵のたてか 我國の光を輝

さんと わかくにれ、ひかりをますく、て 此十五年が程に

明治元年より、十五 りかくやく、ようにせんと、をもひ 今の様

陸海軍の制をば りくぐん、かいぐん 今の様

夫兵馬の大權は いつたい、へいをつ

其司々 かささる、どころの

とこそ それくくの、や 臣下には任すなれ けらいどもに、おまかせなされるわけ

其大綱を そのをもの 朕親之を攪り 天皇陛下が、とよふ 肯く臣 んにわとりなされて

下に委ぬべものにあらず けつして、こけらひに、をまし 子々孫 かせ、なされるものでなま

々に至るまで こしそんに 篤く斯旨を傳へ とくと、まのこ 天 しゆいをつたへ

子は文武の大權を 天皇陛下と、文と 掌握するの義を存 にぎ

おいでなさるゝ 武とのけんりを 再中世以降の如き ふたたび、なかごろじだらうなる 失體 い、まのかたのようなる

なからんことを望むまじ くにの、すがたを、うしなうよう 朕は汝 な、ここのないように、のぞむ

等軍人の大元帥なるぞ 天皇陛下と、そちら軍人ど されば朕は ものそうたいしやうである

汝等を股肱と頼み されば天皇陛下はそちら軍人どもをも 汝等は いや、ひぢのようになよりに、おもふぞ

朕を頭首と仰ぎてぞ そちらどもは天皇陛下を 其親は特々深か かしらど、あがめてころ

るべき そのなかよいまゝころは、かく 朕が國家を保護して 天皇陛下

國をたもちまもり 上天の恵に應じ 祖宗の恩に てんの、おんなさ

ておいでなされ 報ひまいらす事 得るも得ざる けに、したがい

の、ををんに 汝等軍人が 其職を盡すと盡さざる かむくひなさ

とに由るぞかしこのよく安んをつくす我國の稜威わがくにの

振はざることあらばふるはぬよきなこと汝等能くそちら朕と

其憂を共にせよ天皇陛下とそのうれ我武維揚りてわがくにの

さかんに其榮を耀さばのほまれ外國へ朕汝等と其興を偕

にすべし天皇陛下は、そちどもと、ろのよひひよ汝等皆其職を守

りそちども、めひく、の朕と一心になりて天皇陛下とひとつ

力を國家の保護に盡さばちからを、くにをまもる我國の蒼生

はわがくにの 永く太平の福を受け いつまでも、をさまるみ 我

國の威烈は わがくにの 大に世界の光華となりぬべし よの、しあわせを、守けて

世界の、ひかりと 朕斯も深く 天皇陛下は、ろよ ふにも、ふかく 汝等軍人よ望

むなれば ろちら軍人に、おんのぞ 猶訓諭すべき事こそあれ な

をへ、きかせら い いでや之を左に述べむ さておれら、をへ

ひだりに、のべ き かせらることを

一軍人は忠節を盡すと本分とすべし 軍人と、いふものは朝廷

かものつとめと 凡生を我國に稟するもの すべて、いのちを、わが日本國で、育ててをる者と

誰かは國に報ゆるの心なかるべき たれが、くみのおんを、おくらんとおもふまゝなるがな

かるまい、だれでもろの心はある そのまへ軍人と 此心

の固からでは このくに、むくゆるの、物の用に立ち得へ

とも思はれず もの、よふにたど 軍人にして報國の心堅固な

らざるは 軍人でありて、國にむくゆるの 如何程技藝に熟し

ぎげいの 學術に長ずるも がく、わがよ 猶偶人にひとゝかる

よくでき よくできても

べー てふと 其隊伍も整ひ そのたいび 節制も正 せつせい

くとも きまかりかたが 忠節を存せざる軍隊は ちんせつ ちふぎの、まゝなる

は ことこの、をこりたる 烏合の衆に同かるへ うごう

抑國家を保護ト おさへ

國權を維持するは おくけん おのくに、よもをな

兵力にあれば へいの、ちから そでさるものなれば

是國運の盛衰なるこ こ

とを辨へあれすなはち、くにのうんが、さかんなること 世論に惑はずおどろへると、いふわけを、がつてんして

よのひとが、を考ゆふ 政治に拘らずせいじむきぎの、どうあるふ 只とも、それおまよはず

々一途に たいく、己が本分の忠節を守りじぶんが、たものつ とめの、ちやせつと

いふこと 義は山嶽よりも重くかみのためよ、つくすべきは、やまよ りもたもくたいせつなるものであり

死は鴻毛よりも軽くと覺悟せよかみのためよ、しぬことはどり のけよりも、かるいどがつてん

せねば 其操を破りみさはとは、おまよでも、このろの 不覺を取あはらぬまど、ろの心をやぶりて

り ゆだんをして 汚名を受くるなかれわるい、ひようばんを うけてはならぬ

一軍人は禮儀を正しくすべし軍人ど、いふものは、ぎよう 凡軍おほそん

人には上元帥より 軍人にと、あみは、い 下一卒に至るまでちばんたいせふより

は、いちにんのへい 其間に官職の階級ありてそのあいだに、それ くやくめつとい

て、だんくの 統屬するのみならずひきまとはれ、ついで 同列ゆく、ばかりではない

同級とてし をなすれつ、をなす 停年に新舊あればねんげんに、あ たらしい、ひと

ふ、ふるきひと 新任の者は せられたるものは 舊任の者にふるく

にんせられ 服従すべきものぞ 下級のものふくして、したがふ

たるものに

は きさうのした 上官の命めいを承うけたまはるまじと 上の人の、いふつ 實は直に

じつのごとく 朕が命を 天皇陛下の 承る義なりと心得よ 承る義なりと心得よ うけたまはるに

おなじわけであるとおのれ 己が隷屬する所にあらずとも じぶんがついておるところ

でなく 上級の者は勿論 停年の己より舊 いふまでもなく

きものに對しては ねんげんの、トぶんより、 總へて敬禮を盡

すへ すべて、けいれいをつくさねば、ならぬ 又上級の者は また、きさうの 下級の

者に向ひ きさうのしたのもの、むかいて 聊も輕侮驕傲の 少しでも、おなじりかろんじたり、をこりたかぶ

るよ ふな 振舞あるへからず しかたが、あり 公務の爲に をまやけの、つとめを、な

すた 威嚴を主とする時は格別なれども ろのやくがらに、ついて

をもとするときは 其外は務めて懇に取扱ひ ろのはかの、ときあらば、つとめて、ねん

かくべつなれども 慈愛を專一と心掛け なさを、かけて、かわいがる

おつかふて 上下一致して かみのものも、まものもの 王事に勤勞せよ 朝廷の

はねをかる 若軍人たるものより もし軍人とな 禮義を紊り

ようにせよ 上と敬はず 上の人を、た 下を惠ますして 下のもの

みだしたり 下を敬はず いせつおせず 下なもの

を、かけ一致の和諧を一つこゝろになりて、な失ひたらんには

すして 雷に軍隊を毒たるのみかわたぐんたいの、せく

ときふは 國家の爲めにもゆるし難き 國のためにも、ゆるさるべし

つみびと 罪人なるべし

で、あるぞ 一軍人は武勇を尙ふへー 軍人たるものは、ゆう 夫武勇は我國

よては 一体ふゆうと、いうも 古よりいとも 貴へる

所なれば たいせつに、す我國の臣民たらんも 貴へる

たも 武勇なくては叶ふまじ 況して軍人は

のほ 戦に臨み せんそうの、ば 敵に當るの職なれば

んトんは 片時も武勇を忘れてよかるへきか

なれバ 武勇には大勇あ

ま字か、けつして、それ さはあれ

り小勇ありて同からず

血氣よはやり わかざかりの 粗暴の振舞などせんは

ど、そ 武勇とは謂ひ難し 軍人たらん者は 軍人と

るも 常に能く義理を辨へ 能く膽力を

のほ 練り 思慮を殫して 事を謀るへ

とを、さばる 小敵たりとも侮らず 大敵たり

とも懼れず 己が武職を盡さむと されば武勇を

んを、つ 誠の大勇にはあれ 常々人に接するは

くすこそ 尚ぶもれば 温和を第一とし 諸人の愛敬を得む

ひとにつきき 温和を第一とし 諸人の愛敬を得む

あふには 温和を第一とし 諸人の愛敬を得む

とが掛けよ 由なき勇

と好み 猛威を振ひたらば

果は世の人と思嫌ひて 豺狼などの如く思

ひさん 心すへきとよこそ

一軍人は信義を重んずへ 凡信義を守る

まど 常の道にはあれど

わけて軍人は信義なくては 一目も隊伍

と、ぎりがなくては

の中なかに 一日いちにちでもたいの 交まじりてあらんこと難かたがるへー 人ひとと、つ

ゆくことことは 信しんとは己おのれが言ことと踐あや行かひ 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

はでさぬ 義ぎとは己おのれが分わけと盡つくすといふなり 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

ふて、ゆく 義ぎとは己おのれが分わけと盡つくすといふなり 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

まをいふ 義ぎとは己おのれが分わけと盡つくすといふなり 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

つくして、ゆ されば信義しんぎと盡つくすとれもはる 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

くことをいふ 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

りとを、つくそ 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

うと、をもとが 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

かゝらざるかど 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

なら 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

隴氣ろうぎなる事ことと 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

假初かりそめに諾ひたひて 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

なき關係かんけいと結むすび 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

立てんとすれば 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

身の措かき所ところに苦くるむことあり 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

な一ひとくやんだとて、いた 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

なるとか、さかるふあ 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

とかを、しようちして 始はじめより其事そのことの 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

詮せん踐けんむ可べらずと知り 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

も守まもるへめらずと悟さとさば 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

速すみ 直ただまとい、いふまとは、じぶんが

に止るとどまるあそよけれはやく、やめた、はいにしへ古いにしへよりあるひ或あるひはせう小節せうの信義しんぎ

と立たてんとてむかしから、あるひはちいたいたい大綱たいこうの順逆じゆんぎやくを誤あやまりかも

みちを、あやまり或あるひは公道こうどうの理非りひに踏迷ふみまよひてあるひはをうやけのみちの

私情しじやうの信義しんぎを守まもりわたくーまどのあたあたら英雄えいゆう豪傑ごうけつどもし

いすぐれたわざわい禍わざわいに遭あひ身みを滅ほろしさいなんにあい屍しかばねの上うへに汚名おごみと

しひとたちが後世ごせいまで遣つかせること其例そのたがし勲いくんからぬもの

をのちのよまでののこした、たたか深く警いざしめてやばあるべきふかく、き

をつけぬ

ば、ならぬわ
けである

一軍人いっぐんじんは質素しつそと旨むねとすべし軍人たるものはつましむこと凡質おぼろしう

素そと旨むねとせざればすべてつまーいまとを、た文弱ぶんじやくに流ながれたよわ

輕薄けいぱくに趨おそりはちーら驕奢けうしゃ華美かうびの風ふうを好このみおどりて、はでな

遂つひには貪汚こんごに陥おちりい、まんトように、をちいりて志こころも無下むかに

賤いやしくなりあふろさしも、これよりしたは節操せつそうも武勇ぶゆうも其甲斐そのかひ

なくよきをこないの、ありても、ゆう世よの人ひとに爪つまはじさせらる

迄に至りぬべし 其身生涯の

そのみ、不幸なりといふも中々愚なり 此風が一度軍人の

つしようの 彼らが一度軍人の間に起りたときは

此風一たび軍人の間に起りては 彼ら

ある 傳染病の如く蔓延し 彼らつる病の 土風も 兵氣も

軍人たる、頓に衰へぬべきまど明なり とうよ、をどろへて、をる

きししようも 朕深く之を懼れて 天皇陛下はふかく之れを 曩に 免黜

條例を施行し 免黜條例とは、わるひことをあししたるものは、やくめを

とりわけ或はさげられることに、ついでに規則なり此

規則を、おんさ 畧此事を誠め置きつれど あらまし、まうゆふわ

だめ、なされて 猶も其の悪習の出入んことを憂ひて なることを、てはな

らぬと、いさかして 心安からねば かんまゝるが、おち

は、をいたけれども 故に又之を訓ふるぞか かくべつに、またこのまどを、おんか

るい、ならわえが、ではいかに 心安からねば つか、なされぬから

いふことを、をんきづかいなされて 故に又之を訓ふるぞか かくべつに、またこのまどを、おんか

等軍人ゆゑ此訓誡を 等閑にな思ひぞ 汝

むだに、おもふて 右の五ヶ條は 軍人たらん者 暫も

は、ならぬぞよ 右の五ヶ條は 軍人たらん者 暫も

忽にすべからず

しむしの、あいたも、こゝろを、ゆるしては、ならぬ

さて之を行はんに

さて、これを、おま

一の誠心こそ大切なり

ひとつの、ままとのおまゝのころ、たいせつである

抑此五ヶ條は我軍人の精神にして

ろもくおの五ヶ條はわれ

一の誠心は又五ヶ條の精神なり

ひとつの、まことれまゝはまた五ヶ條の、たまひで

心誠ならざれば

如何なる嘉言も善行も

とんあよいことば

皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべ

みなうはつらの、かざりにて、なんの上宇に

心たに誠あらば

さへ、まゝ何事も成るもれぞか

なんの、ことでも、て況して

や此五ヶ條は天地の公道

天地の間するはち、せかいの

人倫の常經なり

ひとたるもの、あたりまゝ行ひ易く守り易く

なふにも、やすー、また汝等軍人能く

そちら軍人よく朕が訓に遵ひて

天皇陛下の、おんを此道と守り行ひ

おの五ヶ條のみちを國に報

ゆらの務と盡さば

國のおんに、むくゆるの日本國の蒼生學

て之を悦びなん

日本國中の、人民は、みな朕一人の憚のみなら

んや

天皇陛下てんこうしやおひとりのお、わんよるこび、ばかりで、あらうかか決けつして
天皇陛下てんこうしやおひとりのお、わんよるまび、ばかりではござらぬ

明治十五年一月四日

御名おん な

讀法よみかた

軍人タルモノ、ツチコ、ヨソデ、コ、ロヘ
テ、チカチバナナラヌ、陸軍ノ、チキテナリ

兵隊へいたい

ハ皇威わういヲ發揚はつやうシ

兵隊トイウモノハ、天皇陛下てんこうしやノ、ゴイコウチ、サカンニアゲ
國家こくがヲ保護ほご

スル爲メニ設ケ置カル、モノナレバ

國くにヲ守ルタメニ、チカケ
レル、モノデアルカラ 此

兵員へいんニ加ル者くわいものハ

コノ兵ノカズニ
堅ク左ノ條件てんけんヲ守リまもリ
ヒダリ

ニ、カ、グタル、
カデウチ、マモリ

違背いはいスベカラズ
ソムイテハ、
ナラヌ

第一條

誠心せいしんヲ本トシ

マコトノ、コ、ロ
忠節ちうせつヲ盡シ
朝廷てうていヘ、チ
ウギチ、ツ

不信ふしん

マコトデ
ナイコトヤ

不忠ふちゆう

チウギ
デナイ

所爲しよゐアルベカラザル事

シカタガ、ア
リテハナラヌ

第二條 長上ニ

自分ヨリ、カ
ミノヒトニ

敬禮ヲ盡シ

ケイレイ
チツクシ
等輦ニ

自分ドモノ
トモダチニ

信義ヲ致シ

マコト、
ギリヲタテ

粗暴

テアライ
コトヤ
倨傲ノ

タカアル
ヨウナ

所爲アル可ラザル事

フルマイガ、ア
リテハ、ナラヌ

第三條 長上ノ命令ハ

カミノヒトノ
イ、ツケハ

其事ノ如何ヲ問ハズ

ソノコトガドウアロウ
トモ、ソレハ、トハズ

直ナニ

之ニ服従シ

コレニ
シタガヒ

抗抵
ライ

干犯ノ
ソムキ
チカス

所爲アルベカラザル事

フルマイガ
アリテハナ

又

第四條 膽勇ヲ尙ビ

イユキヲ、イ
チバンタツトビ

軍務ニ勉勵シ

軍隊ノ
ツトメニ

ホ子
オリ
フルマイガ、ア
ツテハ、ナラヌ

恐怖
ナリビ
柔懦ノ

所爲アルベカラザル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ

ワカザカリノ、キニマカシテ、チ
イサイ、ユウキニ、ジマンチナシ

争

鬪ヲ好ミ

アラソヒチ
コノンデ

他人ヲ侮慢シ

タニンチ
アナドリテ

世人ノ厭忌ヲ

來ス等ノ

ヨノ人ガキヲウヨ
ウニ、ナルヨウナ

所爲アル可ラザル事

フルマイガ
有ハナラヌ

第六條 道德ヲ修メ

ヨキチコナヒチ、ソブ
ソノ、ミニ、チサメ

質素ヲ主トシ

ツマシキコト
チモト、シテ

浮華文弱等ニ流ル、ノ

ウラベノ、カザリヤダ
ヨワキフウニ、ナガレ

、ヨ
ウナ 所爲アル可ラザル事

フルマイガ、ア
リテハ、ナラヌ

第七條 名譽ヲ尙トビ

ヨキ、ヒヨウバンチ、ト
ルユトチ、タツトビ

廉恥ヲ重ンシ

ハヤチ、シルコト
チ、ダイジトシテ

賤劣

イヤシキ
コトヤ

貪汚

ケガラワシ
キコトノ

所爲アル

ベカラザル事

フルマイカ、ア
リテハナラヌ

以上掲ル所ノ外

カミニ、カ、ゲナアル
トコロヨリ、ホカニ

法律規則ニ違反シ

法律規則

トイウオキツ

罪ヲ國家ニ得ニ至テハ

ツミナクニノヤクシヨ
即チサイバンシヨカラ

テアリユレニツムキ

モウシツケラル、
ヨウニナリテハ

父祖ヲ辱シメ

親ヤ先祖迄
ハヅカシメ

家聲ヲ汚シ

家ノ名前
チ、ヨゴシ

醜ヲ後世ニ遺シ

ワルイヒヨウバンチ、ノ
チノヨマデ、ノコシテ

獨リ其身現在ノ恥辱

ノミナラズ

ヒトリ、ソブンメノマヘ
ノ、ハヤバカリアハナク

況ンヤ重罪ノ如キハ

ソノウ
ヘ、チ

モイツミニ
ナリテハ

各人メイ 天賦ノ

天カヲ、モ
ラヒウケタ

公權ヲモ

ヒトナミニ
カタチ、ナ

ラマデユク、チ、ヤ
ケノ、ケンリマア

剝奪セラレ

ハイデ、ト
リアゲラレ

世ニ立テ

セケンコ
タチテ

人ニ接ルモ

ヒトニ、ツ
キアフニモ

總テ對等ノ權利ヲ

スベテ人ナミ
ノ、ケンリチ 得ザ

ルニ至ルニ於テヤ ウルコトガ、デキン 名譽ヲ尙ビ廉恥ヲ重シ

ズルノ軍人ニ在テハ ヨキヒヨウバンチ、タツトビ、ハチチ 殊ニカ

ニ ヘツ 戒慎ヲ加ヘザル可ラズ ダヒゾト、ツ、シム、コ、 就中陸軍

刑法ハ ナカニツイテ、陸軍ノツク 軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ 軍隊ノワル

ルモ 懲ス爲ニ 特ニ設ケラル、者ナルヲ以テ ヒコトチス

ナカレタモノ 其刑亦 頗ル ヨホ 嚴ナル キビシ 軍

人ニシテ之ヲ犯セバ 軍人デ、アツテ、コレ 管ニ本分ヲ誤リ ダ、

ノ、ツトメチ 軍隊ノ安寧ヲ 害スルノミナラズ ソコ

ハカリデ 遂ニ世人ノ信用ヲ損シ トフ、ヨノ人が、シソジテオ

陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等 陸軍ノ、ヨキヒヨフバン 其責更ニ重シ

ソノツミノセメハ 平素自ラ 戒節シ イマシメ、 決シテ

ドウナ 違犯スベカラズ ソムイテハ、 ナラヌモノツ

平和詔勅

朕惟フニ國運ノ進張ハ治平ニ由リテ求ムベク治平ヲ保持シテ克ク終始アラシムルハ朕カ祖宗ニ承クレノ天職ニシテ亦即位以來ノ志業タリ不幸客歲清國ト釁端ヲ啓キ朕ハ止ムヲ得ズシテ之ト干戈ヲ交ヘ十閱月ノ久シキ結ヒテ解クル能ハス而シテ在廷ノ臣僚ハ陸海兩軍及議會兩院ト共ニ威能ク朕カ旨ヲ體シテ朕カ事ヲ獎メ内ニ在テハ參畫經營シ費用ヲ給シ需供ヲ豊ニシ防備ニカメ外ニ在テハ櫛風沐雨祁寒隆暑ニ暴露シ百難ヲ冒シ萬死ヲ顧ミス旭旗ノ指ス所風靡セサルナシ出征ノ師ハ仁愛節制ノ聲譽ヲ播シ外交ノ政ハ捷敏快暢ノ能事ヲ盡シ以テ能ク帝國ノ威武ト光榮トヲ中外ニ宣揚シタリ是レ朕カ祖宗ノ威靈ニ頼ルト雖モ百僚臣庶ノ忠實勇武精誠天日ヲ貫クニ非サルヨリハ安ソ能ク此ニ至ラムヤ朕ハ深ク汝有衆ノ忠勇精誠ニ倚信シ汝有衆ノ協翼ニ頼リ治平ノ回復ヲ圖リ國運進張ノ志業ヲ成サ

ソムトスルニ切ナリ

今ヤ朕清國ト和ヲ講シ既ニ休戰ヲ約シ干戈ヲ戢ムル近キニ在ラムトス清國渝盟ヲ悔ユルノ誠己ニ明ニシテ帝國全權辦理大臣ノ按定セル條件克ク朕カ旨ニ副フ治平光榮併テ之ヲ獲ル亦文武臣僚ノ互ニ相待テ全功ヲ收メタルニ外ナラス宗祖大業ノ恢弘今ヤ方ニ其ノ基ヲ鞏メ朕カ祖宗ニ對スル天職ハ斯ニ其ノ重ヲ加フ朕ハ更ニ朕ノ志ヲ汝有衆ニ告ケ以テ將來ノ嚮フ所ヲ明ニセザルベカラズ

朕固リ今回ノ戰捷ニ因リ帝國ノ光輝ヲ際發シタルヲ喜フト共ニ大日本帝國ノ前程ハ朕カ即位以來ノ志業ト均ク猶ホ甚タ悠遠ナルヲ知ル朕ハ汝有衆ト共ニ努テ驕泰ヲ戒メ謙抑ヲ旨トシ益々武備ヲ修メテ武ヲ濟スコトナク益々文教ヲ振テ文ニ泥ムコトナク上下一致各々其ノ事ヲ勉メ其ノ業ヲ勵ミ永遠富強ノ基礎ヲ成サムコトヲ望ム戰後軍防ノ計畫財政ノ整理ハ朕

有司ニ信任シ専ラ贊壽ノ責ニ當ラシムベシト雖モ積累蘊蓄以テ國本ヲ培フハ主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ賴ラサルヘカラス若夫勝ニ狃レテ自ラ驕リ漫ニ他ヲ侮リ信ヲ支那ニ失フカ如キハ朕ハ斷シテ取ラサル所ナリ乃チ清國ニ至テハ講和條約批准交換ノ後ハ其ノ友交ヲ復シ以テ善鄰ノ誼愈々敦厚ナルヲ期スヘシ汝有衆夫レ善ク朕カ意ヲ體セヨ

軍隊敕諭

朕カ親愛ナル帝國陸海軍人ニ告グ

朕兵馬ノ大權ヲ統ヘ明治十五年陸海軍人ノ制略立ツニ於テ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ忠節禮儀武勇信義質素貫クニ一誠ヲ以テスヘキコトヲ告ケタリ朕カ汝等ニ訓諭スルノ殷切ナリシモノ洵ニ汝等ヲ以テ朕カ股肱ト頼メハナリ

爾來治平十有餘年客歲清國ト釁ヲ開クヤ汝等ハ朕カ一號令ノ下ニ起テ隆暑ニ耐ヘ祁寒ヲ冒シ内ハ籌畫警防ヲ努メ外ハ進攻出戦ニ勞シ陸ニ海ニ振古未ダ有ラサルノ偉勳ヲ奏シ能ク交戦ノ目的ヲ達シ帝國ノ光榮ヲ四表ニ發揚セシメタリ

朕ハ帝國陸海軍ノ進歩茲ニ至リタルヲ欣ヒ汝等カ深ク五箇條ヲ服膺シテ敢テ失墜セス命ヲ重シ生ヲ輕シ以テ能ク朕カ股肱タルノ職ヲ盡シタルヲ

嘉ス獨リ鋒鏑ニ斃レ疾病ニ死シ然ラサルモ病瘵トナリタルモノニ至テハ朕深ク其事ヲ烈トシテ其人ヲ悲マザルヲ得ス

朕今清國ト和ヲ講シ汝等ト俱ニ治平ノ慶ニ頼ラムトス顧フニ軍隊ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ汝等ノ責務ヲ重カラシム朕ハ我武維レ揚リテ汝等ト其譽ヲ偕ニスルヲ樂ムト雖モ邦家ノ前程ハ尙遠遠ナリ汝等其レ能ク朕ノ訓諭ヲ遵奉シ留リテ隊伍ニ在ルモノト散シテ鄉關ニ歸ルモノトニ論ナク五事ヲ服膺シテ軍人ノ本分ヲ恪守シ一誠以テ他日ノ報效ヲ期セヨ

明治二十八年五月十三日

軍人タルモノ 敕諭ノ御訓ヲ鉄腸ニ銘刻シ嚴重ニ能ク讀法ノ七條ヲ遵奉シ軍紀ヲ守リ上長ニ服從シ同輩相睦親シ態度品行ヲ慎ミ名譽ヲ貴ヒ以テ國家保護ノ責任ヲ明カニシ國民ノ尊敬ヲ得ント心懸ケサルヘカラサルモノトス

問 軍紀トハ如何

答 軍紀ト申スハ軍隊ノ紀律ト云フテヨク命令ヲ守リ規則ニ從ヒ上下ノ區別ヲ立テマスルコトアリマス夫レユヘ紀律ナキ軍隊ハ鳥ガ集ダ群ト同シコトテ何ノヤクニモ立チマセヌツマリ軍紀ノアル軍隊ハ萬人アツテモ千人アツテモ一人ノ心ト同シ様ナモノテアリマス

問 命令トハ如何

答 命令ト申スハ公務ノタメ上ノモノヨリ仰付ラレタモノテアリマシテ決シテコレニ違背クコトハナランモノテアリマス若シコレニ背キマスレハ嚴シイ處分ヲサレマス

問 服從トハ如何

答 上ト下トノ區別ヲ亂サス下ノモノハ上ノ者ニ順ヒ其言付ヲ守テ行クコト申シマス服從ノ道ヲ知ラナイモノハ人間ノ道ヲ知ラナイモノト同シコトテアリマス何ナレハ軍隊ニテハ上官ハ皆吾々ノ父ヤ兄ノ様ナモノデアリマシテ吾々ハ其子ヤ弟デアリマス子ヤ弟カ自分ノ父ヤ兄ニ從テ行クノハ當リ前ノ道デアリマスレハ吾々が上官ニ服從シテ

行クハ軍人ノ當リ前ノ道アルワケデアリマス
サレハ上官ニ服從スルニハ外ガワヅリハイト云テハイケマセン
内心カラ上官ヲ敬ヒマシテ信服シテ行カ子ハナリマセヌ

同級ノ者ニモ服從スルカ

同級ノモノニテモ故參ノ者ニハ服從シマス

服從ハ我日本國ノ軍人ノミニ限ルヤ

同盟國ノ軍隊ト合併シマシタレハ外國ノ軍人ニモ服從シマス

下ノモノガ上ノ者ニ向ヒ其命令ノ原因ヤ主意ナトヲ尋テモ宜シイ

カ

問

答

答

決シテ其譯ヤ主意ナトテ尋子テハナリマセヌシカシ若シモ其命令カ

問

分ラナイ所ハ謹テ之ヲ尋子テモ宜シウアリマス

答

今受テ命令ト以前ノ命令トカ違タ所ハ

問

謹デ其次第ヲ申シ述ヘテカラ之ヲ行ヒマス

答

罪アリテ罰ヲ受ケ之ヲ不當ダト思フ所ハ

問

假令不當ト思フテモ決シテ申分ナトテシマセンテ必ス之ニ服從シマ

答

ス
上タル者ノ取扱カ無理ナリト考フル所ハ

問

決シテ爭論ヲシマセンデ徐カニ其筋ヲ以テ之ヲ訴マス若シ勤務中

答

ナラハ勤務力濟ンテカラ訴ヒマス

問

兵卒ノ品行ハ如何

答

鎖細ノ行ヒテモ常ニ慎ミマシテ高尚ナ遊事ヲナシ猥褻ハシキ話ヤ行

問

チシテ体力ヲ汚シ毀ケ徳義ヲ破ル等ノ一切之ヲヤメ而シテ外ノ

答

人ノ手本トナルノカ兵卒タルモノ、行狀テアリマス

問

兵卒互ノ情義ハ如何
聯隊ニ居ル兵卒ハ兄弟同様ニオタカヒニ相補ケ親シク睦マシクスル
ノガナサケト云フモノテアリマス

問

故ニ故參ノ者ハ新參ノモノヲ善イ方ニ教ヘ導キマスル言ハ、兄ト云
フ様ナ義理ガナケレハナリマセン

問

兵卒互ノ情義ハ其聯隊ニノミ止マルヘキカ
兵種ノ如何ニ論ナク一樣ニ親ミ可愛カラテハナリマセヌ何ナレハ一

問

國軍隊ハ一度戰爭アル所ニハオ互ニ相頼ミ相扶ケ一致シテ働カナケ
レハ戰爭ニ勝ツカ出来マセンカラテアリマス

問

兵卒互ニ交テ行クニハ
野鄙ノ戲ヤ冗談ヲナシテハナリマセン何ナレハコレハシマイニハ爭

問

鬪ノ種トナル者テアリマスカラ兵卒ハ互ニ尊敬シテ行カ子ハナリマ
セン夫レ故假令其國々テ言葉使ヤ習慣ナトガ異テオルトモ決シテコ

問

レチアザケリ笑ヒマセヌ

問答

名譽トハ何カ
自分ノ良心ヲ満足サセ尙外ノ人ノ尊重ヲ得ヨトスル心持テアリマ

ス
例ヘハ勤務ニ精ヲ出シテ品行ガ良イ爲メニ褒賞休暇ヲ遺ヒマシタ等

ハ名譽テアリマス故ニ名譽ハ軍人精神ヲ確カニシ膽力ヲ強クシ及ハ
臆病ナリヲ掃フモノテアリマス

問答

名譽ハ何ニ因テ生スルカ
誠ノ心テ自分ノ任務ヲ盡シマスレハ名譽ニナリマス

第三章
軍人ヲ分テ二トナス其ノ稱ハ

一 武官 二 兵卒
武官ヲ分テ五班ト爲ス其ノ稱ハ
一 將官 二 上長官(佐官) 三 士官(尉官) 以上三官ヲ併セテ將校
ト申シマス 四 準士官 五 士

問答

一 武官 二 兵卒

三 士官(尉官) 以上三官ヲ併セテ將校ト申シマス 四 準士官 五 士

問答問答問答問答問答問

將官ノ階級ハ

大將 中將 少將

上長官ノ階級ハ

大佐 中佐 少佐

士官ノ階級ハ

大尉 中尉 少尉

下士ノ階級ハ

曹長 一等軍曹 二等軍曹

兵卒ノ階級ハ

上等兵 一等卒 二等卒

相等官トハ

軍吏部ト衛生部ト獸醫部ノ諸官ニテ階級ノ徽章武官ト相同シキ者ヲ

申シマス假令ハ軍醫總監ハ中將、監督長、軍醫監ハ少將ニ同シク三等

軍醫正、藥劑監ハ少佐ニ當ル様ナモノデス

相當官一覽表

各兵科	監督部	軍吏部	衛生部	獸醫部	軍樂部
大將					
中將					
少將	監督長		軍醫總監		
大佐	等一監督		軍醫監		
中佐	等二監督		等一軍醫正		
少佐	等三監督		等二軍醫正		
大尉	監督補	等一軍吏	等三軍醫正	藥劑監	獸醫監
中尉		等二軍吏	等二軍醫	等一藥劑官	等一獸醫
			二等軍醫	等二藥劑官	等二獸醫

少尉	等三軍吏	三等軍醫	三藥劑官	三獸醫	等一軍樂長
准士官					等二軍樂長
曹長	等一書記	等一看護長	等一藥劑手		軍樂次長
等一軍曹	等二書記	等二看護長	等二藥劑手		等一軍樂手
等二軍曹	等三書記	等三看護長	等三藥劑手		等二軍樂手

問 准士官トハ
答 砲工兵ノ上等監護二等軍樂長各兵科ノ特務曹長テアリマス

問 第四章
答 天皇 皇后 皇太后ニ對シ奉リテハ如何
陸下ト申シ奉リマス
皇太子及ヒ皇族ニハ
殿下ト申シマス

問 將官ニハ 閣下ト申シマス例ヘハ 少將閣下ノ如シ

答 上長官以下ニハ

問 殿ト申シマス例ヘハ 少佐殿ノ如シ

答 直接ニ其人ニ向ヒ之ヲ呼フハ 皇族ニハ只殿下ト申シ將官ニハ何官閣下上長官以下ニハ何官殿ト申

問 シマス例ヘハ 中將閣下少佐殿大尉殿

答 他人ニ向ヒ上官ノ名ヲ呼フハ 皇族ニハ某親王殿下(例ヘハ小松官殿下)將官ニハ某何官閣下(大佐殿 大尉殿)

問 中將閣下)上長官以下ニハ某何官殿ト云フ(又場合ニ依リ職名ヲ呼ヒマス例ヘハ師團長閣下又聯隊長殿中隊長殿

答 ト云フコトモアリマス 師團ノ内ニ步兵隊ハ若干アルヤ

問 第五章 步兵隊ノ編成

答 步兵カ二旅團アリマス

問 步兵一旅團ハ

答 二ツノ聯隊ヨリ出來テチリマス

問 步兵一聯隊ハ

答 三ツノ大隊ヨリ成立チマス

問 步兵一大隊ハ

答 四ツノ中隊ヨリ成ル例ヘハ第一大隊ハ第一、二、三、四、中隊デアリマ

問 ス

答 夫レ故ニ一聯隊ハ十二ノ中隊ヨリ出來テ居リマス其中隊ノ番號ハ一

問 ヨリ十二マデトシマス

答 步兵一中隊ハ

問 戰時編制ニテハ三小隊ニ分ケ平時ハ若干ノ給養班ニ分ケマス

答 小隊ハ

問 若干カノ分隊ニ分ケマス

答 若干カノ分隊ニ分ケマス

問 若干カノ分隊ニ分ケマス

答 若干カノ分隊ニ分ケマス

問 若干カノ分隊ニ分ケマス

答 若干カノ分隊ニ分ケマス

問 戰時一中隊ノ兵ノ員ハ

答 平時一中隊ノ兵ノ員ハ

第六章 官上ノ官姓名

問 上官トハ如何

答 自分ヨリ身分ノ高キモノヲ申シマス例ヘハ士官下士官等皆上官デアリマスソシテ其上官ハ皆吾々ノ爲メニハ親ヤ兄ノ様ナモノデアリマ

ス
ソレ故其上官ノ名ハ勿論其身成ヤ音聲マテモ知テ居ラ子ハナリマセ

問 師團長ノ官姓名ハ如何

答 陸軍中將

問 旅團長ノ官姓名ハ

閣下デアリマス

答 陸軍少將

閣下

問 聯隊長ハ

答 歩兵大佐

殿

問 汝ノ大隊長ハ

答 歩兵少佐

殿

問 汝ノ中隊長ハ

答 歩兵大尉

殿

問 少隊長以下之ヲ略ス

答 汝ノ所管隊號ハ

問 師團歩兵第

旅團第

聯隊第

中隊第

給養班デアリマス

問 陸軍ノ兵隊ノ種類

答 九アリマシテ歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、屯田兵、警備隊、憲兵、

軍樂隊デアリマスシカシ砲兵ノ内ニモ野戰砲兵ト要塞砲兵トノ二ツ

アリマス

歩兵トハ

徒歩ニテ銃ト劍トナ使ヒ戰鬪スルモノテアリマス

騎兵トハ

馬ニ乘リテ刀ヤ槍又ハ銃ヲ以テ戰鬪スルモノテアリマス

野戰砲兵トハ

大砲ヲ以テ戰鬪スルモノテアリマスシカシ野戰砲兵ノ内ニモ野砲兵

ト山砲兵トノ二ツアリマスガ野砲兵ノ方ハ山砲兵ノ方ヨリ大キナ大

砲ヲ用ヒマス

要塞砲兵トハ

肝要ナ砲臺ヲ守ル砲兵テアリマシテ大キイ大砲ヲ用ヒ戰鬪シマスコ

レハ横須賀(東京近ク)ニアル様ナモノテス

工兵ハ

堡壘ヲコシテ橋ヲ架ケ道路ヲ造ルモノテアリマス

答 問

答 問

答 問

答 問

答 問

輜重兵トハ 駄馬ニテ彈丸ヤ兵糧トカ戰ニ用ユル器具ヲ運フモノテアリマス

屯田兵トハ

北海道ニ居ツテ常ニハ開墾ヲナシ農業ヲシテ居リ戰ノ時ニハ隊伍ヲ

ナスモノテアリマスコレニハ歩兵モ騎兵モ砲兵モ工兵モアリマス

憲兵ハ

軍人ノ惡イコトナスルモノヲ見付ケ又ハ一般人民ノ惡ルイコトナスルモ

ノヲオサエルモノテアリマス

軍樂隊トハ

音樂ヲ吹奏スルモノテアリマス

警備隊トハ

歩兵ト砲兵トテアリマスケレ島ヲ護ル爲ニ置カレタ兵隊デアリマ

ス

例ハ對島警備隊ノ如キモノテス

答 問

答 問

答 問

答 問

答 問

問答問答問答問答問

軍吏ト云フモノアリ如何ナルモノナリヤ
 軍隊ノ金錢ノ事ヲ扱フ會計ノ一テアリマス
 衛生部トハ
 軍隊ノ病人ヤ手負人ヲ治療スルモノテアリマス
 獸醫部ハ
 馬ノ療治ヤ衛生ノ事ヲ受持ツモノテアリマス
 監督部トハ
 師團ニアツテ會計經理ヲ取扱フモノテス
 第八章
 軍隊諸部識別
 兵種及各部ハ何ニテ見分ケルヤ
 袴ノ側ニアル章ノ色ヲ見分ケマス
 其色ハ
 歩兵ハ緋
 騎兵ハ萌黃
 砲兵ハ黃
 工兵ハ鶯
 輜重兵ハ藍
 憲兵ハ黒
 軍樂隊ハ紺青
 屯田兵ハ師團ノ兵

問答問答問答問答問

種ノ色ト同シ
 軍吏部ハ花色藍
 衛生部獸醫部ハ深綠
 監督部ハ銀茶テアリマス
 袴地ノ色ハ
 騎兵ハ憲兵ハ軍樂隊ハ茜
 屯田兵ハ藍霜降其他皆紺デアリマス
 近衛兵ノ區別如何
 側章ハ師團兵ノト同シケレモ上衣ノ縁ニハ各兵種ニ應ズル細キ邊ガ
 アリマス帽子ノ黄色ノ所ガ赤色デアリマス
 軍醫及ビ藥劑官ハ何ニ由リテ區別スルヤ
 藥劑官ノ左腕ニ在ル小瓶形ノ章ニテ區別シマス
 外套ヲ被リタル武官ノ識別
 腕ノ線ニテ區別シマス
 將官ノ外套ハ
 裏緋色ニシテ兩腕ニハ金ノ横線一條ト星章(少將一、中將二、大將三)トガアリマス

問 上長官ノ外套ハ
 答 裏ハ黒色ニシテ兩腕ニ金線及ビ黄色ノ細線各一條アリマス

問 士官ニハ
 答 裏ハ黒ニシテ兩膊ニ黄色ノ細線一條アリマス

問 準士官ニハ
 答 士官ト同シ様ニシテ腕ノ線ガ太キ山形デアリマス

問 下士ニハ
 答 太キ黄色ノ線ガ一條アリマス

問 士官候補生ノ外套ハ
 答 乘馬外套ニシテ膊ノ線ハ其時ノ階級ニ依リテ違イマス

問 上等兵ニハ
 答 下士ト同シ様ナレモ線ガ稍細クアリマス

問 第九章 都督、師團、旅團、聯隊番號及其位置
 答 全國ノ陸軍ヲ分テ三都督トス其都督部ノアル處ハ左ノ如シ

全國陸軍ヲ分テ近衛師團及十二師團トス其司令部ノ在ル地ハ左ノ如シ

近衛師團 第一師團 東京
 第二師團 仙臺
 第三師團 東京
 第四師團 大阪
 第五師團 名古屋
 第六師團 大阪
 第七師團 札幌
 第八師團 熊本
 第九師團 弘前
 第十師團 姫路
 第十一師團 金澤
 第十二師團 小倉
 丸龜

旅團司令部ノ在ル地ハ左ノ如シ

近衛第一旅團 東京
 近衛第二旅團 東京
 第一旅團 東京

第三旅團
 第五旅團
 第七旅團
 第九旅團
 第十一旅團
 第十三旅團
 第十五旅團
 第十七旅團
 第十九旅團
 第二十一旅團
 第二十三旅團
 第二十五旅團
 第二十七旅團
 近衛第一聯隊
 近衛第二聯隊
 近衛第三聯隊
 步兵聯隊ノ在ル地ハ左ノ如シ
 仙臺
 名古屋
 大阪
 廣島
 熊本
 新發田
 豊橋
 伏見
 山口
 大村
 東京
 東京

第四旅團
 第六旅團
 第八旅團
 第十旅團
 第十二旅團
 第十四旅團
 第十六旅團
 第十八旅團
 第二十旅團
 第二十二旅團
 第二十四旅團
 第二十六旅團
 第二十八旅團
 近衛第一聯隊
 近衛第二聯隊
 近衛第三聯隊
 近衛第四聯隊
 仙臺
 弘前
 金澤
 姫路
 松山
 小倉
 秋田
 敦賀
 福知山
 丸龜
 久留米
 東京
 佐倉

第一聯隊
 第三聯隊
 第五聯隊
 第七聯隊
 第九聯隊
 第十一聯隊
 第十三聯隊
 第十五聯隊
 第十七聯隊
 第十九聯隊
 第二十一聯隊
 第二十三聯隊
 第二十五聯隊
 第二十七聯隊
 東京
 高崎
 弘前
 金澤
 大津
 廣島
 熊本
 熊本
 松本
 秋田
 敦賀
 濱田
 熊本

第二聯隊
 第四聯隊
 第六聯隊
 第八聯隊
 第十聯隊
 第十二聯隊
 第十四聯隊
 第十六聯隊
 第十八聯隊
 第二十聯隊
 第二十二聯隊
 第二十四聯隊
 第二十六聯隊
 第二十八聯隊
 近衛第一聯隊
 近衛第二聯隊
 近衛第三聯隊
 近衛第四聯隊
 東京
 仙臺
 名古屋
 大阪
 姫路
 丸龜
 小倉
 新發田
 豊橋
 福知山
 松山
 福岡

第二十九聯隊 仙臺
 第三十一聯隊 弘前
 第三十三聯隊 名古屋
 第三十五聯隊 金澤
 第三十七聯隊 大阪
 第三十九聯隊 姫路
 第四十一聯隊 廣島
 第四十三聯隊 丸龜
 第四十五聯隊 鹿島
 第四十七聯隊 小倉

第三十聯隊
 第三十二聯隊
 第三十四聯隊
 第三十六聯隊
 第三十八聯隊
 第四十聯隊
 第四十二聯隊
 第四十四聯隊
 第四十六聯隊
 第四十八聯隊
 久留米
 大村
 高知
 山口
 鳥取
 伏見
 鯖江
 靜岡
 山形
 村松
 村松

第二篇

第一章 陸軍敬禮式ノ摘要

問 敬禮ノ主意ハ如何

答 唯上面ハカリテナク心ノ中ニアルモノテアリマス故ニ恭敬ノ心カナ
 ケレバ上面ノ飾リノミニテ眞ノ敬禮テハアリマセン

問 敬禮ヲ分ツテ三種トス如何

答 軍人ノ敬禮 軍隊ノ敬禮 衛兵及ビ歩哨ノ敬禮ト致シマス

問 禮式ハ何ニ向ヒテ行フモノカ

答 人ニ向ツテ行フモノテナク其人ノ官職ニ向ツテスルモノテアリマス

問 階級トハ如何ナルモノカ

答 上下ノ別チヲ言ヒマス

問 同級トハ如何ナモノカ

答 同シ身分ノモノナヒ云マス

問 敬禮トハ何ノ爲ニスルカ

答 服從ノ心ヲ表スルモノデアリマス
 問 敬禮ヲスルニハ如何ナル時ニスルカ
 答 何様ナ時テモ致シマス
 問 敬禮ハ定制ノ服装ヲナセシ人ニ行フ斗リカ
 答 軍人單獨ノ敬禮ハ面識セル人ニ向ツテハ着物ノ如何ヲ問ハス成ル丈
 之ヲ行ヒマス
 問 同級ノモノニ向ツテハ
 答 互ニ敬禮ヲ致シマス
 問 階級ノ異ナル二名以上ノ上官ニ向ヒテハ
 答 其内ノ一番高ヒ階級ノ人ニ敬禮ヲ致シマス (例ヘハ士官ト下士官ガ
 敬禮ヲ致シマス)
 問 軍隊、衛兵、歩哨ハ夜間テモ又之ヲ行フカ
 答 否、晝ノ間ノミデアリマス
 問 敬禮ハ我陸軍々人ノミニ限ルカ

答 海軍々人ヤ外國ノ軍人ニモ致シマス
 問 其敬禮ノ仕方ハ
 答 我陸軍々人軍隊ト同シ敬禮ヲ致シマス
 問 見習士官及准士官ニハ如何ナル敬禮スルカ
 答 士官ト同シ敬禮ヲ致シマス
 問 士官候補生ニハ
 答 其時ノ階級ニ應ジ敬禮ヲシマス
 問 上等兵ニハ
 答 下士ト同シ様ニ致シマス
 問 室内室外ノ別チハ
 答 兵舎事務室面會所ハ室内ニシテ廊下炊事場ハ室外デアリマス
 問 軍人室内ニ入ル時ハ
 答 戸外テ先ツ帽ヲ(脱キ若シ銃ヲ以テ居ル時ハ脱キマセシ)又外套ヲ
 着テ居ル時ハ之ヲ脱キ(若シ釧ヲ帶フルルキハ其ノマ、這入マス)

問

室内ノ敬禮ハ如何ニスルカ

答

敬禮スヘキ人ニ向ヒテ姿勢ヲ正シ其人ノ目ニ自分ノ目ヲ注ケ腰カラ

問

上ヲ少シ前ニ傾ケマス若シ帽ヲ手ニ持ツトハ右手ニテ其前底ヲ摘

答

ミ右股ニ帽ノ内側ヲ當テ敬禮ヲ致シマス

問

上官ノ室ニ入ルト如何ニスルカ

答

上官ヲ離ル、一五六歩ノ所ニテ敬禮ヲ致シマス (若シ五六人モ居ラ

問

高ヒ階級ノ人ニ行ヒ

答

次ニ一同ニ致シマス

問

上官ノ室ヲ出ルト如何ニスルカ

答

這入マシタト同様ニ敬禮ヲシテ飯リマス

問

室内ニ於テ上官ヨリ命令トカ諭告トカ承ルカ或ハ陳述ヲナストハ

答

先ツ敬禮ヲ行フ後適宜ニ前へ出テ之ヲ聞キ取り又ハ申上ケ歸ルトハ

問

ハ故トノ處ニ戻リテ敬禮ヲ致シテ飯リマス (但陳述ヲナスニハ大キ

答

シマ)

問

室外ニテ書付其他ノ物ヲ上官ヨリ受ケ取り或ハ差出スルトハ

答

上官ヲ離レルコト五六歩ノ所ニテ敬禮ヲ行ヒ手ノ届ク處マテ出テ右手

問

ニテ之ヲ受ケ又ハ之ヲ差出シマス

答

右ノ場合ニテ銃ヲ持ツトハ

問

室内ノ内ニテモ外ニテモ敬禮ヲシタ後左手ニテ之ヲ差出シ又ハ受取り

答

マス若シ捧銃ヲシタトハ立銃ニ戻シテカラ之ヲ受ケマス若シ披見ス

問

ルヲ要スルトハ銃ハ建テ体ニ托シ右臂ニテ支ヘ右手ヲ副テ披見シマ

答

ス

問

返事又ハ受取証ヲ受クベキトハ

答

故ト敬禮ヲ行ヒシ處ニ戻リテ之ヲ待テ居リマス

問

上官居室ニ來ルトハ

答

腰掛ヲ離レテ敬禮ヲ行ヒマス

問

上官居室ヲ去ルトハ

答

又ト敬禮ヲ行イマス

問

舍内ニテ上級ノ人ト公事ヲ談スルトハ

答 下級モモノハ腰掛チ離レテ立テ話チ致シマス

問 居室ニ上長官以上ノ人來ルルハ

答 列ニ一ノ号令ニテ自分ノ寢臺ノ前ニ立チ直レノ号令ニテ姿勢チ正シ

マス此時上等兵カ又ハ故參兵ガ居合スモ氣附カサルルハ之ヲ知ラセ

問 士官居室ニ來ルルハ

答 直レノ令ニテ其場ニ立姿勢チ正シマス

問 軍人室外ノ敬禮法ハ

答 舉手注目デアリマス其仕方ハ姿勢チ正シ右手チ舉ケ指チ接テ食 指

ト中指チ帽ノ前庇ノ右側ニ當チ掌チ少々外面ニ向ケ肘チ肩ト一樣

ニ舉ケ敬禮スベキ人ノ目ニ目チ注ケマス

問 上官ト遠ク離レ居ルルハ

答 上官ト知レハ遠クトモ敬禮チ行ヒマス

問 軍人上官ニ出遇タルノ敬禮ノシカタ如何

答 五六歩前ヨリ姿勢チ正シ二三歩前ニテ停テ敬禮チ行ヒ三步過ギ去ラ

ル、其儘ニシテ居リマス

問 汝停リ居ルル上官其側チ通ルルハ

答 上官ノ方ニ向ヒテ敬禮チ行ヒマス

問 汝カ停テオル上官ノ許ニ至ルルハ

答 上官ノ距ル五六歩ノ處テ停リ敬禮チ行ヒマス

問 汝軍旗ニ行遇ヒ又其傍チ通ルルハ

答 之レニ敬禮チ行ヒマス若シ上覆チ掛ケテアルルハ敬禮チシマセヌ

問 上官ノ引率スル軍隊ニ遇フルハ

答 其隊長ニ斗リ敬禮チ行ヒ其隊ニハ目チ注ケマス

問 途中ニテ儀仗隊チ附ケタル軍人ノ葬式ニ行遇ヒ又ハ其傍チ通ルルハ

答 等級ノ如何チ問ハス其櫃ニ向ヒ敬禮チ行ヒマス

問 軍人車ニ乘リ上官ニ遇フルハ

答 車ニ乘リタル儘姿勢正チ敬禮チ行ヒマス然レモ上官ノ後ヨリ先ニ

行カントスルハ許テ受ケテカラ通リマス

問

上官ト同行スルハ

答

其左側或ハ後ノ方ニ就キマス（但案内者トナルハ此限リニアリマ

セヌ）

問

急用等ニテ上官ヲ越シテ行カ子バナラナイハ

答

其次第ヲ申述ベ許テ受ケテカラ越シマス

問

隊列ニアルハ如何ニシテ敬禮ヲナスカ

答

上官ノ號令ニ依テ敬禮ヲ行ヒマス

問

隊列ヲ解キ休ミ居ルハ

答

各自ニ敬禮ヲ行ヒマス

問

銃ヲ持ツハ

答

兩陛下皇族軍旗並ニ士官以上ニハ捧銃シ下士以下ニハ銃ヲ持ツタ儘

問

物品ヲ携テ右手ヲ舉クル能ハサルハ

答

姿勢ヲ正シマス

答

軍旗及將校ニハ其儘停ツテ頭ヲ向ケ目ヲ注ケテ敬禮ノ意ヲ表ハシマ

問

ス下士以下ナレハ停リマセン

問

上官カ窓カラ外ノ方ヲ見ラル、其前ヲ通ルハ

答

上官ノ方ニ向ヒテ正シク禮敬ヲシマス

問

汝カ窓ヨリ外ヲ見居ルハ上官ガ其前ヲ通ラル、ハ

答

敬禮ヲ致シマス

問

途歩行進間軍隊其他軍旗及尊敬スベキ人ニ出遇ヒタルトキハ

答

隊中皆高聲ニ話ヲセス軍歌ヲ止メ煙草ヲ口ヨリ去リ整齊ニシテ歩

問

シマス

問

歩哨敬禮ヲ行フノ法ハ

答

其定ノ場所ニ立チ若シ（廠舎内ニアルトキハ必ズ出ル）上官ガ大抵六

問

歩前ニ來タトキ敬禮ノ姿勢ヲ取り之ニ目ヲ注ケ六步過ギ去ルマテ其

答

姿勢ヲ取ツテ居リマス

問

複哨ニ在テハ

答 成ル可ク一時ニ敬禮チスル様ニ氣ヲ附ケマス
 問 歩哨ノ敬禮ハ晝間ニ限ルカ
 答 上官タルノガ別リナバ夜テモ敬禮ヲ致シマス
 問 歩哨軍隊ニ對シテハ
 答 其隊長ニノミ階級相當ノ敬禮ヲシマス
 問 歩哨ハ儀仗隊ヲ附シタル軍人ノ櫃ニ對シテハ
 答 其死タル者ノ階級ニ當敬禮ヲ致シマス
 問 歩哨ハ帶動者ニシテ其勳章ニ當ル敬禮ハ官職ニ當ル敬禮ト同シカラ
 答 サルトキハ
 問 其重キ方ニ從テ敬禮ヲ致シマス
 答 帶動者ノ略綬ヲ掛ケテ居ル者ニ對シテハ
 問 銃ヲ持チタルマ、姿勢ヲ正シ敬禮ヲ致シマス
 答 歩哨ハ兵卒ヨリ敬禮ヲ受クル所ハ
 問 銃ヲ持タル儘姿勢ヲ正シ答禮シマス

問 捧銃ハ如何ナル方ニスルカ其區別ハ
 答 兩陛下大皇太后陛下皇太子妃皇太孫皇太孫妃殿下其他ノ皇族並ニ外國ノ皇帝皇后陛下皇族
 一 軍旗
 一 大勳位及勳一等ヨリ勳六等ニ至ル各種勳章佩用者(寶冠章ヲ除ク)
 一 士官以上
 問 勳七等及勳八等ノ各種勳章佩用ノ者ニハ
 答 執銃ノ儘姿勢ヲ正シマス
 第二章 起居ノ心得
 室內ニハ定則アリテ兵士ノ之ヲ守ルハ猶一軒ノ家ニ家ノ掟アリテ眷族カ
 之ヲ守ル様ナモノテス若シ兵卒カ定則ヲ守ラナイトキハ紀律カ立タスシ
 テ殆ド眷族カ家法ヲ守ラナケレバ家カ壞ブレルト同シ譯ニナリマス
 問 起床號音ニテ兵卒ハ如何スルヤ
 答 寢臺ノ前ニ立チ檢査ヲ受ケ病氣ノ者ハ其次第ヲ給養班長ニ申シマス

問 ソノ后ハ
答 窓ヲ明ケ毛布敷布ヲ振ヒ町寧ニタ、ミマシテ寢臺ノ上ニ置キ顔ヲ洗

問 ヒソレカラ武器ヲ手入シ被服ヲ整頓シマス

問 當番卒ハ

答 毎朝食事ノ后直クニ室内ヲ奇麗ニ掃除ス

問 室内掃除后ノ注意ハ

答 室内ヲ不潔ニセス物品ヲ取り亂サス又ハ定ノ外ニ持チ行キマセン

問 兵卒ハ自由ニ寢臺ニ就クヲ得ルカ

答 起床后カラ日夕點呼迄ハ決シテ寢臺ニ就クヲハナリマセヌ又之ニ腰

問 起床后カラ日夕點呼迄ハ決シテ寢臺ニ就クヲハナリマセヌ又之ニ腰

答 特ニ命令アルトキ又ハ事故

問 煙草ハ何處ニテモ吸フヲ得ルヤ

答 室内ニ於テハ定ノ外ニテ吸フヲカ出來マセヌ又外テモ火藥庫薪炭庫

問 ナトノ如キ火事ノ恐レアル近傍ニテ吸フコトハナリマセヌ

問 吟歌又ハ高聲ニテ談話ヲナスモ妨ケナキカ

答 歌ヲウタフコトハ嚴禁デアリマス又話モ高聲テシテハナリマセヌ食事

問 ノトキハ特ニ行儀ヲヨクシ靜ニセテハナラヌ

答 室内ニ於テ汚穢等ノコトヲ禁セラル、ハ

問 痰ヲ吐イタリ窓ヨリ湯茶其他ノ物ヲ投ケ出シタリ濕物ヲ乾シタリ落

答 書スルナトハ一切ナリマセヌ

問 室内ニテ物件ヲ汚損コトヲ禁セラル其レハ

答 猥ニ釘ヲ打着ケタリ窓戸札腰掛ケ暖室爐其外ノ道具ヲ汚シ又ハ傷ヲ

問 ツケマタハ窓ノ縁ニテ物ヲ切ルコトカテキマセヌ

答 武器又ハ諸物品ハ何處ニテ掃除スルモ妨ケナキカ

問 定メテアル場所ノ外テシテハナリマセヌ

答 無用ノ者行クベカラサル場所ハ

問 炊事場浴室洗濯所倉庫休養室等ナリ

答 大小便ハ所定場外ニ於テナスコトヲ得ルカ

問 嚴禁ナリ

問

何様物品ヲモ營内ニ持入ルモ妨ケナキカ
許可ナキ物品ハ持入ルガデキヌ例ヘハツマラヌ小説本ヤ新聞ナトハ

問

室内ニ入ルトキノ注意ハ
靴ノ泥ヲ靴拭デ可寧ニ掃除シマシテカラハイリマス

問

諸物品ヲ破損セシ者ハ如何處置セラル、カ
自償スルハカリテナク事ニ依リテハ罰セラル、モノテアリマス

問

衣服ノ清潔法ハ
服ト襦袢ハ時々洗濯シテ清潔ニシマシテ綻チ縫ヒ鈕釦チ着ケ何時
ニテモ用イラル、様ニナシ置キマス又衣袴外套ハ刷毛ニテ塵チ拂ヒ

問

置マス
身体ノ清潔法ハ
額面手足ヲ洗ヒ爪ヲ剪リ齒ヲ磨キ總テ身体ヲ清潔ニシマス髮ノ毛ハ
軍人ノ容儀ニカ、ハリマススカラ短ニ剪ミマス

問

鬚髯ハ
成ル可ク之ヲハヤス方カ良シ是レ一目シテ軍人タルノ威容チ見セル

問

同輩間ノ金錢ノ貸借ハ
嚴禁テアリマス何ナレハ互ノ間ニ疑ガ起リシマイニ中惡クナル種
テアリマス

第三章

物品ノ裝置

問

物品ノ裝置ノ良否ハ只自分ノ身ノ正シイト放肆ナルノトチ外ニ見ル斗リ
テハナク定則ヲ守ルト否トノ心ヲ表ハスモノナリモシ武器被服チ取り亂
シ置クトキハ不意ノ事變カアツタトキ大變コマルモノナリ
又被服裝具ノ不潔ナノハ健康チ害フ本トナルソレバカリテナク物ノ永持
カシマセン此物品ノ永持ノシナイノハ軍隊(大キク言ヘハ日本國)ノ不經
濟ニナルモノデアリマス

問

被服背囊及攜帶器具ハ如何置クカ

答

被服ハ町寧ニ疊ミ背囊帽及ヒ携帶器具ト共ニ定ノ通り棚ノ上ニ置マ

問

ス 器具製帶革靴脚絆ハ

答

定規ノ順序ニ皆棚下ノ釘ニ掛ケ置キマス

問

銃ハ如何シテ置クカ

答

毎日能ク手入ナシテ銃架ニ掛ケ置キマス

問

金具類ノ手入ハ

答

総テ鐵具ハ錆ナイ様ヨク氣ヲ付ケイツデモ油ヲ引キソレカラ其油ハ

問

布片ニテ拭マス又眞鍮類ニハ決シテ油ヲ引キマセヌ

答

革具ノ手入ハ 黒烟油ヲ少シク塗り充分ニ之ヲ摺付ソレカラ刷毛ニテ能ク擦リマス

問

衣服ノ手入ハ

答

羅紗服ヤ外套ハ刷毛テ塵ヲ拂ヒ夏服ヤシヨ祥ハ石鹼ニテ洗濯シ小サ

問

ナ 綻ハ自分テ修理シマス餘リ大キナホコロビハ給與班長ニ申出マ

答

靴ニ足ヨリ餘計ニアル片ハ

問

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

答

シテ修理ニ出シマス

問

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ

答

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

答

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

答

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

答

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

答

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

答

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

答

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

問

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

答

又新シイ靴ヲ受取リマシタナラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

略装ハ ○公私ノ別ナク平常着用ス

略装其一トハ ○背囊ニ外套ヲ附ケ絨衣袴ヲ着第二種帽ヲ冠リ脚袴ヲ袴ノ上ニス

略装其二 ○背囊(外套ヲ附ケス)ヲ負ヒ演習服ヲ着脚袴ヲ袴ノ上ニシ第二種帽ヲ用フ

略装其三トハ ○平常屯管内ニ在ル井及練兵等ヲナス井ニ用フルモノトス

小倉服ハ ○服装及武裝ノ注意

第五章 服装ハ軍人ノ容儀ニ關ハルモノナリ故ニ奇麗ニシテ着ナケレバナラヌモノトス

ノトス

問 帽ヲ冠ル注意ハ

答 左右又ハ前後ニ曲ラヌ様ニシテ前章ハ正シク正面ニ置キマス隊伍ニ

居ル井ニハ服装ノ如何ヲ論セス頤紐ヲ頤ニ掛ケマス

問 下襟ヲ着ケルノ注意

答 折目ヲ正シク上衣ノ襟ヨリ出ルハ一分ヨリ二分位ニセチバナラヌ

問 脚袴ヲ着ケルノ注意ハ

答 適宜ニ緊ク之ヲ着ケ脚袴ノ後ノ方カ釣り上リテ踵カ出ナイ様ニシマ

問 靴ノ穿キ方ハ

答 必ス紐ヲ縮メ踵ハ決シテフミ曲ケナイ様ニ氣ヲ付ケマス

問 袴留ニ紐又ハ革紐ヲ用ユル井ハ

答 都テ是等ノ物外ニ出ナイ様ニ縮メマス

問 時計ヲ携帶スルノ注意ハ

答 緒及ビ屬具ノ外ニ出ナイ様ニ氣ヲ付ケマス

問 帶革ヲ縮ル注意ハ

答 其縮リ方緩スキス銃劍ハ後ノ方ニ廻ヌ様ニシ前金ヲ躰ノ正中ニ置キ

問 胴ノ皺ハ必ス之ヲ兩脇ニ置キマス

答 但羅紗服ヲ着タトキハ帶革ヲ帶止メニ通シ第四第五番目ノ鈕ノ

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

背囊ヲ負ノ注意ハ
其上ノ端ハ肩ト一樣ニシマシテ後ノ方ノ縮草ノ餘ヲ内ノ方ヘ折返シ
又器具ヲ附ケマシタキハ其重ミノタメ偏傾ナイ様負草ニテ斟酌シマ

問

外套ノ附ケ方如何
之ヲ蹄鉄狀ニ着ケ其背囊ノ下ノ端ヨリ食指ノ大サ程短ニシマス時
トシテ毛布ヲ併セ附ケマス其時ニハ毛布ヲ外ニシテ合セ目ヲ向ケ合

問

背囊ノ鈞金ノ位置ハ
牀格ノ大キサテ違マスケレ左ノ廣サガ同様ニシテ牀ノ中央ヨリ
三寸カ四寸位ニナシテ置キマス

問

背囊ノ鈞革ハ
緩スギズ張リスギズシテ丁度眞直ニナルノカ良シ又止メ鈕卸ハ腋下
ニ入ルノハイケマセン

問

出征ニハ背囊ニ如何ナル物品ヲ入ル、ヤ
彈藥筒三十發、燕口袋、糲二日分、食鹽二日分、襦袴袴下各一枚、
靴下二足、木綿脚絆、木綿足袋、草鞋一足宛、携帶豫備品一組、及鐘詰
肉八十匁即十四匁入二個及軍隊手牒ヲ入レマス

問

第六章 非常警報
營内又ハ營外ニ非常ノ事故アルルハ
風紀衛兵所ニテ非常ノ號音ヲ吹キマス

問

非常ノ相圖アルル兵卒ハ如何スルヤ
銃器ヲ持テ班長ノ引率ヲ舍前ニ整列シ當番卒ハ各々其場所ニ出マス
臨時呼集トハ如何ナルモノナリヤ
演習ノ爲メカ又ハ兵卒カ平素用意ヲ怠ラサルヤ否ヤヲ検査スルモノ
テアリマス

問

臨時呼集ニハ兵卒ハ如何
横隊ニ集レノ喇叭ニテ兵卒ハ軍裝ヲナシ(水筒、飯盒、豫備靴ヲ除ク)

舍前ニ整列シマス(絨衣袴ヲ着シ)(夏衣袴ヲ着ス)

營内又ハ營ノ近傍ニ火災アルハ

火災呼集ノ號音ヲ吹奏マス

火災呼集ニテ兵卒ハ如何スルヤ

銃劍ヲ帶ヒ舍前ニ整列シマス

總テ呼集ノ號音アルハ兵卒ハ如何心得ルヤ

極靜カニシテ周章セス最モ早ク仕度ヲシテ班長ノ命ヲ待チマス

前ノ諸號音ニテ扣兵ノ者ハ

扣兵ハ規定ノ服裝ヲナシ速ク衛兵所ニ向ヒ合ヒ整列シマス

第七章 武器裝具ノ名稱

一 銃ノ名稱

二 銃劍ノ名稱

三 携帶器具ノ名稱

四 背囊屬具ノ名稱

五 彈藥盒及屬具ノ名稱

右ハ實物ニ就テ教授ス

第八章 銃ノ分解結合

銃ヲ分解スル順序ハ

第一負革 第二遊底 第三木被 第四上帶 第五彈倉管 第六過筒

坐鉸 第七銃尾螺子 第八用心金 第九下帶 第十銃身 第十一

搬筒匙

遊底ヲ脱スルニハ

甲駐脚駐螺 乙駐脚 丙遊底 丁遊頭 甲駐脚駐螺ハ銃身ヲ上ニシ

テ銃ヲ水平ニシテ槓杆ヲ起シ轉螺器ヲ以テ之ヲ脱シ乙駐脚丙遊底ハ銃

ヲ水平ニシテ銃身ヲ上ニシテ右手ニテ槓杆ヲ引キ徐ロニ之ヲ脱シマ

ス

木被ヲ脱スルニハ

銃身ヲ上ニシテ右手ヲ以テ木被ノ後端ヲ脱シ後チ前端ニ及ビ之ヲ脱シ

マス

問

上帶ヲ脱スルニハ
先ツ駐螺ヲ脱シ銃ヲ立テ銃身ヲ左ニシ左手ニテ照星ノ下ヲ握リ拇指
ト食指ヲ以テ上帶發條ヲ壓シ右手ヲ以テ之ヲ脱シマス若シ銃口蓋ヲ

問

彈倉管ヲ脱スルニハ
銃ヲ立テ先ツ彈倉發條ヲ蓋栓ト共ニ脱シ然ル后彈倉管ヲ脱出シマス
過筒坐飯ヲ脱スルニハ
先ツ駐螺ヲ脱シ銃身上ニシ左手ヲ以テ過筒坐飯ノ下ニ就テ銃ヲ支

問

へ搬筒匙軸ヲ連發ノ位置ニ致シ右手ノ食指或ハ木片等ヲ以テ搬筒匙
ヲ壓シ坐飯ヲ脱シマス
用心金及ビ下帶ヲ脱スルニハ
銃尾螺子
螺子ヲ緩メ左手ノ拇指ヲ以テ駐帶發條ヲ壓シ徐カニ之ヲ脱シマス
但シ前床ノ上端ニ於テ照星及前床ニ傷ケサル如ク注意シマス

問

銃身ヲ脱スルニハ
銃ヲ左腋下ニ挟ミ銃身ヲ下ニシ左手ニテ照尺ノ下部ヲ支ヘ右手ニテ
過筒坐飯室ノ前部ヲ叩キ之ヲ脱シマス
搬筒匙ヲ脱スルニハ
搬筒匙軸ノ轉把ヲ旋回シツ、之ヲ脱シマス

問

第三以下ノ器具ヲ勝手ニ分解スルモ妨ケナキヤ
士官ノ許可アルニ非レバ分解スルコトハ出來マセン
諸器具ヲ分解スレバ如何ニ置クヤ
順序正シク併列シ置キマス

問

右ノ各目ニ洩レタル器具ハ如何スルヤ
決シテ分解セズ其位置ニ就テ掃除シマス
結合順序ハ
分解ト全ク反對ノ順序ニ致シマス
過筒坐飯ヲ結合スルニハ

問

問

問

問

答 先ツ坐鈔後端ノ小駐梁ヲ尾筒ノ背部搬筒匙室ノ後端ニアル駐梁室ニ
嵌メ然ル後ヲ銃身ヲ上ニシ轉螺器ノ尖端ヲ以テ搬筒匙ノ長孔ヨリ過
筒匙發條ヲ壓シ左手ニテ坐鈔ヲ其位置ニ致シマス

問 遊底ヲ尾筒中ニ納サムルニハ
答 歐子、抽筒子、遊頭ヲ集結シ尾筒中ニ納メテ抽筒子及歐子ヲ其室ニ
正對セシメ然ル後ヲ遊底ヲ執リ擊鉄ヲ上ケ左手ヲ以テ銃把ヲ握リ右
手ニ橫杆ヲ執リテ尾筒ニ劇突セザル如ク遊底ヲ尾筒中ニ送り遊頭ヲ
強壓シテ全ク結合シマス

注意問 彈倉ヲ脱セズシテ過筒坐鈔ヲ分解スルニハ
答 彈倉發條ノ後出スルヲ避ル爲メ右手ノ拇指ヲ以テ柙栓ヲ支ヘツ、搬
筒匙ヲ壓シ遊筒坐鈔ヲ脱シ然ル後ヲ搬筒匙ヲ上ケ匙鼻ヲ以テ柙柱ヲ
支ヘ置キマス

問 遊底ノ分解順序ハ
遊底ノ分解結合

答 第一駐脚駐螺 第二駐脚 第三遊頭 第四擊莖發條駐脚 第五擊鉄

問 第六擊莖及擊莖發條
答 諸器具ハ分解スルニ應シ如何シテ置クヤ
分解スルニ應シ順序正シク併列シ置キマス

問 遊底ヲ結合スルニハ
答 結合ハ分解ト全ク反對ノ順序ニ行ヒマス

問 擊莖發條駐脚ヲ脱スルニハ
答 擊鉄ヲ下シ倒ニ遊頭上ニ置キ擊莖脚輪ノ兩肩ヲ遊頭兩肢ノ窪部ニ支
ヘ左手ヲ以テ圓筒ヲ握リ強壓シテ擊莖發條ヲ短縮シ右手ヲ以テ駐脚
ヲ旋回シ之ヲ脱シマス

問 遊底ノミヲ分解スルニハ

答 一般ノ分解中第一第二ノ手續ヲ省クノミデアリマス
擊莖發條駐脚ヲ結合スルニハ

問 圓筒、擊莖發條、擊莖、擊鉄ヲ集結シタル後ヲ擊鉄ヲ下シタル位置

ニ致シ油倉ノ蓋把ヲ傾ケサル如ク注意シ脚輪ノ両肩ヲ遊頭ノ両肢ニ支ヘ發條ヲ壓縮シ擊莖ノ螺子部ヲ全ク擊鉄外ニ突出セシメ擊莖發條駐脚ヲ螺着シ擊莖ノ後端ヲシテ駐鉄ノ後面ト齊頭ナルニ至ラシメ尙ホ油倉ノ蓋把ハ其適合溝ニ一致スルニ至テ止メマス併シ擊鉄ニ附屬シタル油倉蓋ハ油倉内ニ油ヲ注入スル時ニアラサレバ脱スルコトハ出來マセン

退筒坐鉸分解結合

退筒坐鉸ノ分解順序ハ

問 第一退筒坐鉸ノ駐栓 第二退筒橫杆 第三退筒發條デアリマス

尾筒機關ノ分解結合

問 尾筒機關ノ分解順序ハ

答 第一搬筒匙 第二搬筒匙軸發條 第三逆釣發條駐栓 逆釣發條

第四逆釣駐栓 逆釣 第五引金柱駐 引金

問 退筒坐鉸以下ノ諸器具ヲ分解スルモ妨ケナキヤ

答 銃工ニ非ザレハ分解結合スルコトハ出來マセン

問 搬筒退軸ヲ結合スルニハ

答 銃身ヲ成ルベク机上ニ置キ照尺ヲ上ニシ左手ヲ以テ尾筒ノ下部ヲ握リ右手ニ搬筒退軸ヲ執リ先ツ其轉把ヲ前ニシテ軸頭ヲ軸孔ニ入レ

次ニ轉把ヲ四分一下方ニ廻ハシ充分ニ押シ込ミ然ル後四分一後方ニ

廻シテ全ク結合シマス

注意問 上帶下帶ヲ分解或ハ結合スル時ハ如何注意スルヤ

答 其摩擦ニ依リ銃身ノ染烘及銃床ヲ損セザルコトニ注意スヘシ

問 下帶ノ螺子ハ緊螺スルモ妨ナキヤ

答 射擊ニ關係シ及ボスモノナルカ故ニ之ヲ緊螺セザルヲ良トス

問 轉把器其他鉄石等ヲ以テ鉄ノ諸器具ヲ打ツテ嚴禁スルハ何ノ爲メカ

答 是レ其器具ヲ毀傷シ我ハ不具合ニ至ラシメサルタメナリ

問 螺子ハ都テ全ク螺定スルヲ要ス之ニ螺着スルニハ成ルベク最初ノ二

三旋ハ手ニテ旋回スベシ

問

擊發條駐脚ヲ着脱スル爲メ發條ヲ壓縮シタル片ハ徐々ニ之ヲ伸張セシムベシ是レ其俄然伸張スル片ハ不慮ノ損傷ヲ來ス

問

ス一アルヲ以テナリ

問

照尺ノ前部ニ於テ銃身ニ塗油スルヲ要スル片ハ銃ヲ分解セズシテ木被ノミヲ脱スルヲ得然レモ銃身ニ摩擦ヲ生スルノ害アルヲ以テ屢々之ヲ脱スルヲ禁ス

問

第九章 銃ノ保存

問

連發銃ヲ水ヲ以テ洗淨スルモ妨ケナキヤ

問

連發銃ハ凡テ水ヲ以テ洗淨スルヲ禁ジテアリマス

銃身

發射後銃腔ヲ拭淨スルニハ遊底ヲ脱シ藥枚ノ一端ニ洗矢アレバ乾キタル布片ヲ通シテ

問

片ハ布片ヲ下ニシ藥枚ヲ銃口ヨリ送入シ上下數回シテ腔内ニ稍々光輝ヲ發スルニ至レハ布片ヲ去リ更ニ油ニ染ミタル小布片ニ換ヘ上

問

ノ如クシテ腔内ニ塗油シマス

問

銃腔内滓渣多クシテ乾キタル布片ヲ以テ拭ヒ去リ難キ片ハ油ニ浸シタル布片ヲ以テ掃除スベシ

問

銃身ノ外部如何シテ掃除スルヤ

問

染烘シタルカ故ニ決シテ底粉等ヲ以テ摩擦スヘカラズ軟布ニテ拭ヒ僅ニ塗油スヘシ尾筒ノ内部ヲ掃除スルモ亦然リ

問

藥室部ノ後端、携筒子室、蹶子溝ハ如何シテ掃除スルヤ

問

油ニ染ミタル布片或ハ刷毛ニテ掃除スルカ或ハ軟カナル小木片ヲ以テ丁寧ニ掃除シタル後僅ニ塗油スヘシ

問

藥室ハ鏽ヲ防キ抽筒ヲ容易ニセンカ爲メ如何スルヤ

問

僅カニ塗油スルヲ要ス決シテ多量ノ油ヲ塗ルベカラス

問

凡テ鐵具ノ外面ハ悉ク油ニ染ミタル布片ヲ以テ拭フヘシ

問

表尺ハ如何ニシテ掃除スルヤ

問

油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

問

油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

問

油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

問

油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

問

油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

問

油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

問

油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

問

油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

問

油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

問

油ヲ塗り遊標ヲ上下スルヲ數回更ニ布片ヲ以テ拭ヒ又表尺脚及其

發條ハ油ニ染ミタル布片ニテ拭ヒ樞軸ハ適宜ニ油ヲ注クベシ

遊底ノ各部ハ如何シテ掃除スルヤ

乾燥セル布片ニテ丁寧ニ拭フベシ其各部ノ室及溝ハ軟カナル小木片ニテ掃除シ螺線發條ハ細キ麻布ヲ螺絲間ニ通シ旋回シツ、之ヲ拭フ

遊底ヲ掃除シ終レバ

其内部ニ塗油シテ結合シマス
抽筒子頭、遊頭ノ盡狀部、擊莖頭、方厚部ノ兩端及擊鉄ノ階段ニハ適宜ニ油ヲ注クヘシ

連發機關

連發機關ハ凡テ如何シテ掃除スルヤ

外部ヨリ之ヲ拭ヒ適宜ニ塗油スヘシ必要ノ時ニ非レハ分解シマセン

銃床ハ如何シテ手入ヲナスヤ
乾キタル布片ヲ以テ拭ヒ而シテ銃具ノ室ニ銷ヲ殘ス片ハ僅ニ油ノ染ミタル布片ヲ以テ之ヲ摩擦スヘシ又降雨ノ爲メ外部ニ粗造ノ面ヲ生セシ片モ亦然リテアリマス（銃床ニハ亞摩仁油ヲ塗抹シ布片ヲ以テ充分ニ摩擦シマス

銃劍及銃鍊

銷サル銃具ハ如何スルヤ
銷サル銃具ト雖モ乾キタル布片ヲ以テ拭フヘシ決シテ磨研紙又ハ磨粉等ヲ以テ摩擦シテハナリマセン

染烘セサル銃具ノ微銷ヲ生セシ片ハ
小許ノ油ヲ銷ノ上ニ注キ暫ク其浸潤スルヲ待テ然ル後チ布片ヲ以テ之ヲ摩擦シマス

猶銷ヲ除去シ能サル片ハ
銃工ヲシテ掃除致サセマス

問 銃身、劍身、擊莖ヲ掃除スルニハ
答 之ヲ屈曲サル爲メ机上ニ安置シテ摩擦シマス

問 射撃セサル演習後ノ掃除
答 射撃セサル演習後ノ掃除ハ
遊底ヲ開キ洗矢ニ乾キタル布片ヲ通シテ二三回銃腔内ヲ拭ヒ更ニ油
ノ染ミタル布片ヲ以テ之ニ換ヘ然ル後ヲ銃ノ外部ヲ拭ヒ其鉄部ハ総
テ塗油シマス

問 遊底ハ如何シテ掃除スルヤ
答 分解セスシテ外面ヲ拭ヒ塗油ス若シ雨ニ遇フカ或ハ塵ヲ被リシ片ハ
之ヲ分解シ充分ニ掃除シマス

問 銃ヲ使用セサル片ハ
答 使用セサル片ト雖モ毎ニ之ヲ拭淨スルヲ怠ルヘカラス凡テ鉄具ハ常
ニ油氣ヲ帶フルヲ要ス故ニ兵卒ハ銃ヲ使用スルニ當リ乾キタル布片
ヲ以テ拭フヘシ

問 染烘シタル鉄具ノ錆ヲ防クニハ
答 淡ク鑽油ヲ塗ルヲ良トス

問 染烘セザル鐵具ニ塗油スルニハ
答 光澤ナキ白色ヲ見ハスタ度トス

問 日々銃ヲ手入スル片如何ナルコニ注意スルヤ
答 錆ノ發生シアルヤ否ヤ 塵埃泥土ノ附着シアラサルヤ否ヤ 染烘ノ
銅ケザルヤ否ヤ 染烘セサル部分ハ凡テ光澤ナキ白色ヲ呈スルヤ否
ヤ 注油適當ナルヤ否ヤ 各部ノ螺子ハ適當ニ締結シアルヤ否ヤ

銃ノ検査

問 射撃前ニ於ケル銃ノ検査ハ
答 一 遊底及連發機關ノ運動宜シキヤ否ヤ

二 銃腔内ニ布片若シクハ外物ヲ留トメザルヤ否ヤ

三 藥室ハ滑ニシテ其口部ニ起縁ヲ生セサルヤ否ヤ

四 抽筒子頭ノ室ハ充分清潔ナルヤ否ヤ

五 尾筒及遊底ノ螺狀部ニ油ヲ滴シアルヤ否ヤ

問 射撃後ニ於テノ検査ハ

答 銃ニ裝填シアラサルカ 彈倉内ニ藥筒ノ殘留セザルカヲ検査シマス

第十章 検査

検査ノ種類 ○ 武裝検査 細密検査 整裝検査 清潔検査ノ四ツデアリマ

ス

武裝検査トハ ○ 隊中ノ武裝ヲ一様ニスルタメ各隊長ガ検査スルモノトス

細密検査トハ ○ 武器被服其外物品ノ細カナル部分マデ其手入ヤ保存ノ良

否ヲ検査スルモノトス

整裝検査トハ ○ 兵器被服ノ着裝ヲ検査シマスコレハ週番中隊長カ聯隊長

ノ命ヲ受ケテ行ヒマス

清潔検査トハ ○ 舍内ヤ武器被服諸品物ノ手入保存清潔ノ良否ヲ土曜日午

后行ヒマス

第十一章 使役

問 當番卒ヲ別テ幾種アルヤ

答 十一アリマス

一 旅團當番 二 聯隊當番 三 大隊當番 四 醫務室當番 五 士官室當

番 六 曹長室當番 七 舍内當番 八 炊事浴室當番 九 物干當番 十

酒保及將校集會所當番 十一 臨時當番(増役)

從卒トハ

將校ノ使用ニナル兵卒ヲ云フ

問 當番卒服務中ノ心得ハ如何

答 當番自分ノ体力ト智慧ノアルナシト志操ヲ試験サ、ル者ト心得勉強

シテ服務セテバナラヌモノデアリマス

第十二章 外出ノ定則

問 日曜其他ノ休業日外出ヲ許サル、時ハ歸營ノ時限ハ如何

答 夕食前迄ニ歸ラテハナラヌ、其外出ノ服裝及ヒ携帶品ハ、

答

第二種帽ヲ冠リ帶革ニ銃劔ノミヲ通シテ上衣ノ上ニ締メ手帖ヲ持マ
ス外套ヲ着タ片ハ帶革ヲ其上ニ締メマス又之ヲ持ツ片ハ捲テ左肩
上ヨリ右腋下ニ掛ケマス又雨天等ニテ脚袴ヲ穿ク片ハ之ヲ袴ノ上ニ
着マス(新年 新年宴會 紀元節 天長節)ニハ第一種帽ヲ冠リマス
(前立ヲ除ク)

問

公用ニテ外出スル時ハ、マナノイ志ヲ...

答

公用印鑑ヲ持テ出マス...

問

第十三章ニテ休暇規則ニテ
現役兵ハ休暇販省等ヲ許サル、事アルカ
勤務ノ慰勞ヤ精勤ノ褒賞等ニテ休暇ヲ許サレマス又父母ノ重病ヤ死
亡等デ己ムヲ得サル片モ願ニ依リ許サル、事ガアリマス...

問

慰勞、褒賞、請願ノ三デアリマス
慰勞褒賞ニシテ外出ヲ許サル、片ハ歸營ノ時限ハ

答

日夕點呼前迄デス
褒賞休暇ハ如何ナル者ニ賜フカ
行狀方正勤務ニ勉勵シ諸技藝ニ熟達シ隊中衆人ノ手本トナル者ニ賜
ハレマス

問

其日數ハ...

答

一ヶ月ニ一日デス
慰勞休暇ノ片營内ニテ晝食ナサ、ル片ハ
食料ヲシレマス

問

休暇ヲ得テ二十四時間以上外出スル片服裝及ビ携帶品ハ
手帖ト免許証ヲ持チ第二種帽及絨衣袴(夏期ナレハ夏衣袴)脚袴ヲ着
シ銃劔ヲ帶ビ外套ヲ以テ出マス

問

第十四章ニテ褒賞
善行證書ハ如何ナル者ニクレルカ
現役中行狀方正技藝ニ熟達シ殊ニ勉勵セシ者ニ退營ノ片賜リマス

問

...

問 射撃ノ徽章四種アリ如何
答 第一種(下士卒ノ特別射手ニ與フ聯隊ニ三個)第二種(一等射手ニ與

フ各大隊下士ニ二個各中隊兵卒ニ一個トス)第三種(二等射手ニ與フ

各中隊ニ六個トス)第四種(三等射手ニ與フ各中隊ニ一個トス)

第十五章

勳章ノ種類及起因

問 勳章トハ如何ナルモノナルヤ
答 平時デモ戦時テモ功績ノアリタル者ニ 天皇陛下ヨリ賜ハル、名

譽ノ章表テアリマス

勳章ニ何種アリヤ

答 六ツアリマスソレハ菊花章(二等)旭日桐花章(二等)旭日章(八等)瑞

寶章(八等)金鷄章(七級)寶冠章(八等)

菊花章トカ旭日章トカハ如何ナルモノニ下サルカ
平時テモ戦時テモ勳功アルモノニ賜ハリマス
例ハ忠勇ノ事ヲナシテ他人ノ手本トナルモノ 四度戦役ニ出タモ

問 答 問 答

先登シテ功ヲナシタルモノ 敵ヲ殺シテ功アル者等ナリ

瑞寶章ハ 永イ年勤メ戦時ニ骨折テ手柄アルモノニ賜ハル

金鷄章ハ 戰爭中特別テ大キナ手柄アルモノ

例ハ敵ノ軍旗ヲ奪ヒ取タトカ 上官ノ危難ヲ援タトカ 敵ノ大將

ヲ生捕タトカ 敵ノ中ヲク、リテ使ニ行ナドノ手柄アルモノニ下

問 答 問 答 問 答

寶冠章ハ 婦人ノ勳功アルモノニ賜ハル
從軍記章ト云フモノアリ如何ナルモノニ賜ハルカ
外國征伐ニ出タルモノニ賜ハルモノ
憲法發布紀念章ハ
明治二十三年ノ憲法發布式ノ場ニ出タ人ニ賜ハル

第十六章 疾病

病氣ノ種類如何

就業、半休、全休、入院ノ四ツデアリマス

就業トハ

薬ハグレテモクレナクモツノ日ノ課業ヲセテバナラナイモノ

(操練ヲ他ノ勤務ニ替ヘ又ハ學術科ノ一ヲユルスモノモ其内デアリマス)ヲ申ス

半休トハ

ソノ日ノ業ヲ免シ舍内テヤスマスルモ寢臺ニハ就カシメナイ者ヲ申ス

全休トハ

休養室ニ入ル者ヲ申シマス

入院トハ

病院ニ送ラル、者ヲ申シマス

第十七章 陸軍刑法摘要

陸軍刑法ハ軍紀ヲ維持シ軍隊ノ安寧ヲ保護スル爲メ別段ニ設ケタルモノ

ニテ普通ノ刑法ニ比スレハ頗ル嚴重ナルモノナリ軍人タルモノハ此刑法

ニ觸ル、様ナ悪イコトヲシテハナラヌ若シ一度刑法ニ觸ル、并ハ其不名

譽ナル次第ハ讀法ノ終リニアル通テアル

軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 壹等症トハ

公務上ヨリ起ツタ病氣ヤ傷痕ヲ申シマス(自己ノ失誤ヨリ起ツタ者ハ此限ニアラス)

問 貳等症トハ

自然起ツタ病氣テス(此病氣ニ罹タモノハ給料十分ノ五丈ケ引カレマス)

問 三等症トハ

自分ノ不養生トカ不品行ヨリ起ツタ病氣ヲ申シマス(此病氣ヲ患ツ十分ノ八丈ケ引カレマス)

問 第十七章 陸軍刑法摘要

陸軍刑法ハ軍紀ヲ維持シ軍隊ノ安寧ヲ保護スル爲メ別段ニ設ケタルモノ

ニテ普通ノ刑法ニ比スレハ頗ル嚴重ナルモノナリ軍人タルモノハ此刑法

ニ觸ル、様ナ悪イコトヲシテハナラヌ若シ一度刑法ニ觸ル、并ハ其不名

譽ナル次第ハ讀法ノ終リニアル通テアル

軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

問 軍人ガ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル并ハ其罰ハ

答 大抵死刑ニナリマス（死刑トハ銃ニテ撃チ殺サル、トテアリマス）
 問 軍人ガ上官ノ命令ニ抗シ又ハ服従セナイモノハ
 答 戦時ニハ死刑ニナリマス平時テモ禁錮ニナリマス（禁錮トハ監獄
 ノ禁錮場ニ入レラル、ト）
 問 軍人ガ上官ニ向ヒ兇器ヲ用ヒ暴行ヲナスハ
 答 死刑ニナリマス
 問 哨兵ニ對シ暴行ヲナスモノハ
 答 禁錮ニナルカ遠キ島ヘ流サレマス
 問 軍人戰場ニテ手負人ノ衣服ヤ財物ヲ奪取タモノハ
 答 死刑カ重懲役テアリマス
 問 哨兵ヤ衛兵ガ安ニ銃砲ヲ發ツモノ
 答 禁錮
 問 軍人上官ヲ罵詈シタリ侮タリシタルモノハ
 答 二年以下ノ禁錮ニナリマス

問 軍人哨兵ヲ罵詈シタリ侮リタリシタルモノハ
 答 一年以下ノ禁錮ニナリマス
 問 哨兵擅ニ其守地ヲ離ル、モノハ
 答 敵ノ前ニアツテハ死刑ニナリ平常ナラバ一年以下ノ禁錮
 問 軍人政治ニ關ハルヲ講談論說シタルモノハ
 答 三年以下ノ禁錮
 問 軍人敵ニ奔ルモノハ（降參スルモノ）
 答 死刑
 問 斥候偵察ニ出テ詐偽ノ報告ヲナシ又ハ命令ヲ詐リ傳フルモノハ
 答 五年以下ノ禁錮
 問 軍人ガ市營ヲ獵リニ離レ六日以上ヲ過クルモノハ
 答 禁錮
 問 第十八章 懲罰令摘要
 懲罰トハ

答 軍人が故意不注意懈怠過失ヨリナシタル輕イ罪ヲ刑法ニ當ラナイ者
ヤ身ノ行カ不始末テアルモノヲ懲戒スル爲メニ設ケラレマシタ罰
テアリマス

問 惡イコチ貳個以上一度ニスルハ如何罰セラル、カ

答 重ニ從テ其罰ヲ科セラレマス

問 兵卒ハ如何ナ罰ヲ課ラル、カ

答 重營倉輕營倉ナリ

問 重營倉トハ如何ナル罰カ

答 都テ故意ノ犯罪ニ該ルモノヲ罰スルモノテアリマシテ寢具ヲ與ヘズ
食物ハ飯鹽及ビ水ノミヲ給ス而シテ三日ノ内一日ハ輕營倉トナリマ
ス

問 輕營倉トハ如何ナル罰カ

答 疎虞懈怠過失ノ犯罪ニ當ルモノヲ罰スルモノニテ寢具及ビ食物ハ平
常ト違ヒマセヌ

問 苦役トハ 重營倉一日ハ苦役三日 輕營倉一日ハ苦役二日ニ換ヘラレマス

問 諸卒ハ滿罰ノ后佩劍ヲ禁セラル、コアルカ

答 犯行ノ情狀ニヨリ禁セラル、コアリ

問 重營倉ノ罰ヲ受クレバ日給ハ如何

答 日給十分ノ八ヲ引カレマス

問 輕營倉ノ罰ヲ受クルハ

答 日給十分ノ六ヲ引カレマス

問 重營倉ニ入レラル、モノ勤務演習ハ如何

答 重營倉ニ入レラル、モノハ演習ニモ勤務ニモ外へ出ルコトハ出來マセ
ン輕營倉ハ演習ニハ出ラレマスケレモ勤務ニ出ラレマセヌ

問 滿罰ノハ

答 中隊長殿ノ前ニ行キ今日ヨリ后決シテ惡キコトヲセヌト云フコトヲ申述
ベマス

第十九章 衛兵勤務

問 衛兵ノ名ハ如何
 答 儀仗衛兵 衛戍衛兵及ビ風紀衛兵
 問 儀仗衛兵トハ
 答 儀仗衛兵トハ 兩陛下ノ行在所皇族ヤ將官ノ旅館ヲ守ル者デアリマス
 問 衛戍衛兵トハ
 答 衛戍地ヲ靜ニシ官省倉庫ヲ警備モノデアリマス
 問 風紀衛兵トハ
 答 營内ヲ靜ニシ定則ヲ嚴重ニ守ラシムル者テス
 問 風紀衛兵ノ任務ハ
 答 營中一般ノ風紀ヲ維持シ内外ノ用儀ヲナス者デアリマス
 問 衛門出入ノ軍人ニハ如何ナルヲ氣ヲ附ルカ
 答 軍人ノ態度ヤ服裝等其法ニ違フ者アルモ之ヲ正シマス
 問 衛兵ヲ務ル中服裝及武器ニ就テハ如何注意スベキカ
 答 衛兵ヲ正シ武器ヲ清潔ニシマス

問 衛舍ニ於テ禁セラル、件ハ
 答 高聲ヲ發ス、物品ヲ取亂ス、司令ノ許可ナク妄リニ衛舍ヲ離ル、
 故ナク衛舍ノ前或ハ銃架ノ近傍ヲ徘徊スル、等ナリ
 問 衛兵ハ睡眠ヲ許サル、カ
 答 夜ニ入レハ其三分ノ一ニ假 睡ヲ許サル、ト雖モ速ニ銃前ニ集リ
 得ルノ準備ヲナシテ寢ルモノデス
 問 歩哨ハ如何シテ其任務ヲ果スカ
 答 何様ナ場合デモ身命ヲ棄テ其任務ヲナシマス故ニ誰テモ歩哨ノ守則
 ヤ規則ニ違フヲ許サズ嚴ニ之ニ從ハセマス
 問 歩哨ハ人ニ守則ヲ告ルモ妨ゲナキカ
 答 巡察ノ將校下士衛兵司令若クハ其下士及ビ上等兵ニアラサレハ語
 ルヲ得ス
 問 歩哨交代ノ件ハ

答 上番ノ步哨ハ其守地ニ於ケル特別ノ守則ヲ受ケ又物品ノ破損紛失等
 ナキヤテ檢査シ若シ之レアラハスクニ誘導ノ步哨掛ニ申出ベシ
 問 步哨ハ常ニ哨舍内ニ在ルカ
 答 雨雪ノキハ其ノ哨舍ニ入ルコトガ出来マスサレモ不意ノ事變發生シ或
 ハ哨舍ヨリ充分見ヘナイキ又ハ敬禮ヲ行フキハ哨舍ノ外ニ出マス
 問 步哨哨地ノ外ニ行動コトカ出来ルカ
 答 三十歩以内ニ動クコト出来マス
 問 步哨守地ニ在テ如何ナルコトヲ禁ゼラル、カ
 答 物ニ倚リ掛リ又ハ腰ヲ掛ケ又ハ歌フタリ烟草吸ラタリ人ト談話スル
 等怠惰ノ舉動ハ嚴ク禁シテアリマス
 問 步哨ハ雨覆ヲ以テ頭ヲ覆フコト得ルカ
 答 如何ナル時テモ頭ヲ覆フコトハナラヌ
 第三編 第一章 地物利用
 問 地形ヲ利用スルハ何ノ爲メカ

答 戰鬪ニ勝利ヲ得ル爲メノ手段デアリマス
 問 遮蔽物トハ如何
 答 身体ヲ運動シテ匿シテ損傷ヲ少クスルモノテアリマス
 問 敵ノ彈ヲ防グコト出来ヌ遮蔽物ノ種類ハ
 答 木ニテ造リタル家收穫物生籬藪茂リタル作物テアリマス
 問 此ノ様ナ遮蔽物ハ如何ナル時ニ用ユルカ
 答 戦チスル時ニ運動シテ爲ニ用イマス
 問 敵ノ眼ト彈トヲ同時ニ遮ルモノ、種類ハ
 答 塙壁、ヤ土、石ノ高マリタルモノテアリマス
 問 此ノ様ナ遮蔽物ノ用ヒ方ハ
 答 右ノ端ニ據テ敵ニ身体ヲ見ラレヌ様ニシテ射撃スルカ又ハ上端カ
 問 射撃シマス
 答 市街ノ内ニテハ何方ノ家ニ據ルカ
 問 左ノ方ニ在ル家ノ隅ニ據リマス

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

堆土ヤ溝又ハ畝ノ后ニ在ルルハ
 膝姿ヤ伏臥ヲシテ射撃ヲ致シマス
 頂界線ニ據ルニハ
 小シ後口ノ方ニテ何時テモ敵ノ方ノ見ヘル處ニ居リマス
 遮蔽物ニ據ルノハ何ノ爲メカ
 視テ能クシテ敵ヲ射撃シ身ヲ隠シテ敵ニ近ヅク様ニスル爲デアリマ
 ス
 森ノ縁ニ壕モ土堤モナク敵ノ大砲ノ恐レガアルルハ
 森ノ端ニアル木ノ后ニ據リマス
 モシ敵ノ大砲ノ心配ナキハ
 林ノ縁ノ後口ニ三米突ノ所ニアル樹木ノ後ニアツテ能ク前ノ方ノ土
 地ノ見ヘル所ニ居リマス
 木ノ後口ニ據ルルハ
 銃ヲ木ノ枝ニ托セテ照準ヲ確カニ致シマス

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

大キナ木ニ據ル方法ハ
 左ノ前臂ヲ幹ニ付ケテ銃ヲ掌ノ内ニ托セマス
 木カ少サイハ
 左ノ掌ヲ木ニ附ケ銃ヲ親指ト人差指トノ間ニ持セマス
 牆ヤ壁ヲ用ユルニハ
 壁ガ高ケレバ上部ヲ毀チ又壁ガ甚ダ高イハニハ階段ヲ拵ヘタリ銃眼
 ナ明ケマス(銃眼トハ銃ヲ出ス穴ヲ云フ)
 寄ルノテキマ遮蔽物ハ
 射撃ガ出来ナイカ又ハ容易ク越スノ出来ナイ者デアリマス
 掩堡ニ寄ル方法ハ
 左リノ臂ヲ雌徑ニ寄セルカ右足ヲ后ニヤリ身体ヲ内平ニ附ケルカ又
 兩肘ヲ雌徑ニ附ケ銃ハ胸牆ノ上ニ置キマス
 平ヲナ土地テ何モ身ヲ隠スモノガナイトキ散兵如何スルヤ
 ソノルハ伏臥マス

第二章

方位學

問

方角ヲ識ルニ三アリ如何

答

其一太陽ニテ知ル

問

其二極星ニテ知ル

問

其三磁石ヤ時計ニテ知ル

問

太陽ニテ北ヲ知ルハ

問

正午太陽夫後ニシテ立チマシタトキ其身体ノ影ノ生タル方ハ北テアリマス

問

午前九時午后三時ニハ太陽ハ何方ニアルヤ

問

九時ニハ東南ニ三時ニハ西南ニ在リマス

問

極星ハ何處ニアルヤ

問

大熊星ノ端ニアル一星ヲ通シテ線ノ上

問

ニテ其二星ノ距離ノ五倍許ノ所ニアリマス

問

マスヨノ星ガ眞北テアリマス



問

時計ニテ方角ヲ知ル法

問

自分ノ影ト短針トヲ重ナラセ此短針ト十二時トノ間ヲ等分ニス

問

線ヲ引キ伸シタ方カ北テアリマス

問

磁石ニテ南北ヲ知ルハ

問

磁石ヲ平ニシ針ノ青イ方ハ北テアリマス

問

北ヲ知レバ其他ノ方角ヲ知ルニハ

問

北ニ向ヒテ自分ノ右手ノ方ガ東左ノ手ノ方ガ西背ノ方ガ南テアリマス

第三章

地形ノ識別

問

陰蔽地トハ

問

森林 家屋 叢樹 圍墻耕作物等ノ爲メ視通ノ出來ナイ土地ヲ申

問

シマス

問

敵開地トハ

問

遠ク視通ノ出來ル土地ヲ云ヒマス

問 平坦地トハ
 答 高低ナク土地が眞平ナル地面ヲ云ヒマス
 問 不齊地トハ
 答 高低アリテ波ノ形ヲナス土地ヲ云ヒマス
 問 平原トハ
 答 地面が微開廣原ヲ申シマス
 問 高地トハ
 答 土地ノ高ク廣イ處ヲ云ヒマス
 問 丘卓トハ
 答 孤立ノ隆タル地ヲ云ヒマス
 問 堆土トハ
 答 地ノ小ナ高マリヲ云フ
 問 高原トハ
 答 山ノ頂ニアル平地ヲ云フ

問 頂界線トハ
 答 山ノ降り口ヲ申シマス
 問 山頸トハ
 答 二ツノ山カ半服ニテ交ハリタル處ナリ
 問 隘路トハ
 答 橋 土堤 谷間又ハ田中ニアル道路等ニテ軍隊狭イ正面ヲナケレハ
 通ホルコノデキナイ所ヲ申シマス
 問 右岸又ハ左岸トハ
 答 川下ノ方ニ向ヒ其右ノ方ヲ右岸ト謂ヒ左ノ方ヲ左岸ト云フ
 問 徒涉場トハ如何
 答 徒歩ニテ渡レル所ヲ云ヒマス其深サハ歩兵ニテハ八十サンチデアリ
 問 マス
 答 淺瀬トハ
 川ノ水カ淺クシテ向ヒノ岸ニ渡ルコノ出來ル場所ヲ云フ

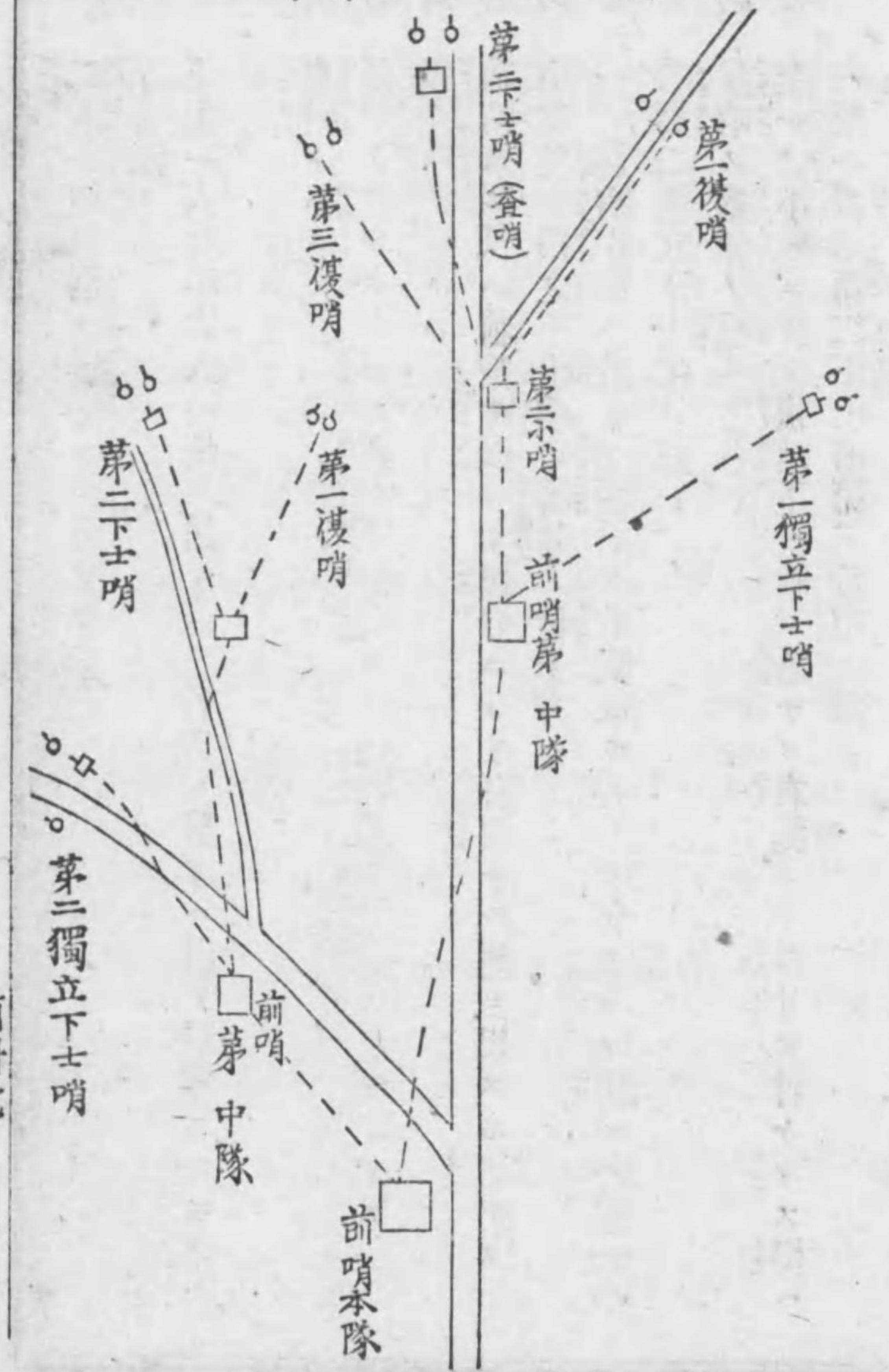
問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

鑿開道トハ
 高キ處ヲ切り下ケテ作りタル道テ兩側ノ地ヨリ低キモノテス
 築堆道トハ
 土ヲ積ミテ作りタル道テ兩側ノ地ヨリ高キモノヲ云フ例ヘハ土堤ノ上ノ道ノ如シ
 鐵道トハ
 汽車又ハ馬車ノ通ル様ニ鐵條ヲ路ノ上ニ敷キタルモノヲ云フ
 隧道トハ
 高キ地ノ下ニ穴ヲ明ケ人ヤ車ノ通ル道路ヲ云フ
 道路ノ交又点トハ
 澤山ノ道ガ集マリタル處ヲ云フ(四ツ辻ヤ三ツ辻ノ如シ)
 四本ノ道カ集マツタノヲ何ト云フカ
 十字路ト申シマス
 三本路ノ集ツタノヲ何ト云フカ

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

三又路ト言フ
 丁字路トハ如何
 三本路ガ丁字ノ様ニ集タ所ヲ云ヒマス
 停車場トハ
 旅客又ハ荷物ヲ積ミ卸シスル爲メ瀟車ノ停マル處ヲ言フ例ヘハ姫路停車場ノ如レ
 森林トハ
 樹木ノ生ヒ茂ル處ヲ申シマス
 並樹トハ
 道路ノ兩側又ハ一側ニ木ヲ植ヘ並メタル者ヲ謂ヒマス
 市街トハ
 姫路トカ東京、西京、大坂ノ如キ繁華ナル地ヲ謂ヒマス
 村落トハ
 二三十軒ヤ又ハ二三百軒モアル村ノ一テス

前哨ノ圖



問 牆トハ
 答 土又ハ石或ハ煉火石等ニテ土地ノ境ヲツケタル牆ヲ謂ヒマス
 問 籬トハ
 答 土地ノ境ニ植ヘ列ヘタル竹又ハ木ノ垣ヲ云フ
 問 第四章 前哨
 答 前哨トハ
 問 休憩ナル軍隊ヲ掩護スル爲メニ出ス部隊ヲ云フ
 答 前哨各線ノ名稱ハ
 問 前哨又ハ下士哨小哨又ハ獨立下士哨
 答 前哨中隊 前哨本隊トス
 問 步哨トハ
 答 單哨ヤ復哨ヲ申シマス
 問 單哨トハ
 答 一人守地ニ居ルモノヲ謂フ
 問 復哨トハ

答 二人一地ニ居テ看守スルモノヲ云フ

下士哨トハ

問 下士一人兵卒六人一地ニ居リ内ニ名ヅ、前方ニ出テ看守スルモノナ

査哨トハ

問 通行ヲ許シタル路ニ在ル下士哨ニテ通行人ヲ検査スルモノデス

獨立下士哨トハ

問 前哨本隊又ハ前哨中隊ヨリ場合ニヨリ肝要ナル地ニ出スモノデス

小哨及ヒ獨立下士哨ノ番号ノ付ケ方ハ

問 一ノ前哨中隊ニ於テ相通シテ右翼ヨリ番号ヲ付ケマス例ヘハ第一小

哨第二獨立下士哨ノ如シ

歩哨ノ番号ノ唱ヘ方ハ

問 全一ノ小哨ニ於テ複哨下士哨ニ論ナク右翼ヨリ番号ヲ付ケマス例ヘ

ハ第一歩哨第二下士哨第三步哨ノ如シ

其一 歩哨ノ任務

歩哨ノ任務ハ

敵ノ動靜ヲ觀テ異狀ヲ知ラスノガツトメテアリマス

歩哨ノ居所ハ

身ヲ遮蔽物ノ后ニ置キ頭バカリヲ出シ武器又ハ身体ヲ動サス敵ヲ見

敵ニ見ラレヌ様ニシテナリマス

若シ樹木草葉等展望ヲ遮ルルハ

之ヲ取り除ケマス

複哨ハ如何ニシテ警戒ヲナスヤ

問 複哨ハ二名守地ニ在テ看守シ内一名ハ時々陰蔽地等ヲ見廻リ隣リノ

歩哨トノ連絡ヲシマス

其行動ノ一名ハ何ト云フカ

問 動哨 歩哨交代ノ時ハ如何ニト申シ送ルヤ

答 新舊兩歩哨トモ敵ニ向ヒテ併ヒ自分ノ見タリ聞タリシタ事ヤ前ニ受ケタ守則又ハ近傍ニアル道路距離等勤務ニ利益アル事ハ皆申送ルナ

問 歩哨交代チナシ小哨ニ飯レハ

答 自分ノ立ツテ居タ非出來タ事柄チ小哨長ニ報セマス

問 歩哨銃劍又彈藥筒ハ如何

答 銃劍ハ夜間ノミ着彈藥筒ハ常ニ裝填マス

問 歩哨ハ敬禮チナス乎

答 敬禮チシマセヌ何ナレハ敬禮ノ爲看守チ誤ル 恐カアルカラデス

問 銃前哨トハ如何ナルモノカ

答 小哨ヤ前哨中隊ナトチ直接ニ守ル單哨(或ハ複哨)チ申シマス

問 銃前哨ハ敬禮チナスカ

答 否敬禮チシマセン故ニ上官カ來テモ執レ一銃ト云ヒマセン

問 歩哨若シ上官ニ尋問セラレシト答ヘ方ハ

答 看守チ意ズ只姿勢チ正シ答ヘマス決シテ上官ノ方ニ向キマセヌ

其二 前哨線ノ出入

問 歩哨線ノ出入ハドシナモノニ許スヤ

答 我軍ノ將校密集部隊斥候及傳令使ノミデアリマス其外ノモノハ查哨

ノ方ニ遣ル

問 歩哨ノ差圖ニ從ハナイモノハ

答 射撃シマス

其三 降參人

問 降參人來ルハ

答 歩哨線ヨリ百米突計リ前ノ處ニ停ラセ武器ヲ下ニ置カセ乘馬ノモ

ノハ其腹帶チ解カセ查哨ノ方ニ遣ル

問 查哨ノ復哨ニ在テハ

答 后ロニ居ル查哨長ニシラセマス

問 其動作チナサシムルニハ

答 言葉ヤ手眞似チ用イマス

其四 軍使

問 軍使ハ如何シテ來ルヤ
答 敵ノ一將校僅カノ兵チ連レ白旗又ハ白布チ掲又ハ記号チシナカラ來

問 其取扱方ハ

答 查哨ノ方ニ遣ル

問 查哨ノ復哨ハ

答 歩哨線前若干ノ處ニ停トメ直チニ后ノ長ニ報ラセマス

問 查哨ノ下士ノ來ル迄ハ

答 軍使之ニ從フ兵卒ハ其地デ外方ニ向カセマス

問 歩哨ハ軍使ト對談スルモ良キヤ

答 彼ト對談ハ決シテナリマセヌ

其五 敵ノ發見

問 歩哨ハ敵兵近ツク片ハ
答 記号テ之チ小哨ニ通知スルカ又ハ復哨ノ一名カ走テ之チシラセマス

又

問 然ラハ敵兵愈々近ク片ハ

答 二三度急射撃チナシテ警報シマス

問 歩哨優勢ナル敵ニ逐レタ片退却スルニハ

答 我小哨ニ退却スル爲メ必ス迂路チシテ歸リマス

其六 夜間勤務

問 夜歩哨ハ眼ト耳ト何レチヨク使フカ

答 夜ハ眼ヨリ耳チヨク使ヒマス

問 歩哨ハ頭チ包ミテ良キカ

答 敵ノ近接ノ響音チ容易ク聽キ取ラン爲メ頭チ包ムコハナリマセヌ

問 夜方角チマチガエナイヨウニスルニハ如何ナル手段チナスカ

答 晝ノ間ヨリ看視スヘキ方ニ高クシテ動カナイ標点ヲ撰ミ置キマス
 問 夜歩哨ノ傍ニ來ルモノアレハ
 答 銃ヲ構ヘテ止レト呼ビマス
 問 三度呼テモ止ラサレハ
 答 射撃シマス
 問 止ル所ハ
 答 誰カト問ヒマス
 問 疑ハシキ者ハ
 答 查哨ノ方ニ遣リマス
 問 夜間歩哨線ノ出入ヲ許スモノハ誰カ
 答 晝ニ許スモノハ夜間モ亦之ヲ許シマス
 問 歩哨線上ニテ射撃ノ聲ヲ聞キシ所ハ
 答 最モ近い復哨ノ一名其方向ニ往テ其原因ヲ見届ケマス然レトモ遠ク進ミマセヌ

問 二名共其守地ヲ離レテ良キカ
 答 何時ニテモ兩名同時ニ其守地ヲ離レテハナリマセヌ
 問 夜歩哨カ互ニ出會タ所ハ
 答 記号ヤ暗号ニテ互ニ識リ別ケマスル
 其七
 問 小哨ノ任務ハ
 答 歩哨ヲ派出シテ見張ヲナシ敵襲ニ當テ最初ノ抗拒ヲナシマス小哨ノ兵ハ命令ニ依背囊ヲ卸ス然レドモ彈藥盒帶革及水筒ハ之ヲ身ニ纏フ長官小哨ニ來ル所ハ兵卒ハ依然休憩シアルヘシ
 問 前哨中隊ノ任務ハ
 答 小哨ヲ出シ敵襲ニ當テ之ニ増加シ或ハ其敗ル、ニ當テハ之ヲ收容シテ敵兵ヲ防キ過ムルニ任ズ前哨中隊ノ兵ハ背囊ヲ卸ス然レトモ一部ハ又銃線ノ側ニ在リテ戰備ヲ怠ル可ラス而シテ一人ト雖モ許可ナク他行スベカラス

其八 斥候

問 斥候ノ任務ハ
 敵方ノ土地ヲ搜索シ敵ノ様子ヲ觀察モノテス
 斥候行進ニ專ラ用慎スル件々ハ
 互ニ談話セヌ一煙草ヲ吹ハヌ一常ニ身ヲ隠シテ行進一足音ヲサセヌ
 一ヲ務メ又能ク地形ヲ記憶シマス
 晝ハ如何ナル地物ニ據テ進テ捜カ
 ナルタケ生籬阻塙凹道等ヲ潜ミ行キ又ハ森林等ニ潜伏テ敵ノ様子ヲ
 見マス
 夜又ハ霧深キ所ノ行進ハ
 成丈低キ地ヲ通り屢々停ツテ耳ヲ地面ニ傾ケ音響ヲ開キ其怪キ足音
 ヤ蹄音ヲ聞ク所ハ身ヲ隠シテ之ヲ捜シマス
 斥候山ヲ搜索ニハ
 一名ヲ登ラセ其山ノ上ニ敵ノ有無ヲ見サセ一名ハ其后ニ跟テ行キ他

問 山麓ニ在テ八方ヲ見テ居リマス異狀ガナケレハ續イテ進ミマス
 敵兵ノ行進ヲ見ダ所ハ
 成ル丈ケ隠レテ之ニ目ヲ注ケ敵兵ノ多イカ寡ナイカ又其敵ノ行目的
 ナ知ル一ガ肝要テアルカラ射撃ハシマセン
 之ヲ報告スルニハ
 敵ニ見ラレナク退却一カ出來レバ其一名ヲシテ速ク報告マスカ又ハ
 記号ヲ以テ報セマス
 敵ノ歩哨或ハ斥候ニ認ラレタ所ハ
 速ニ身ヲ隠シナルタケ争鬭ヲセス若シ誰カト問ハレテモ成ルヘク返
 答シマセヌ
 敵ノ伏兵ニ遇フカ或ハ數多ノ敵ニ出遇タ所ハ
 各自ニ散リ離レ生捕ニナラン様ニシテ前ニ定テ置タ集合点ニ歸リマ
 ス
 斥候敵ヲ射撃スルハ何ナ所カ

答 數多ノ敵ガ我方ニ進メテ行ルノチ本隊ニ報告スル手段ト時間ガナキ

特テアリマス

問 斥候歩哨線ヲ通ルルハ如何スルヤ
答 其近邊ノ歩哨ニ其行ク方向ヲ示ラセ歩哨ノ監視ノ區内ニ於テ敵ノ容

子ヲ質問シ又ハ告知マスル

問 斥候五ニ相出會フ所ハ
答 互ニ見聞シタル事ヲ話シ合マスモシモ夜ナレハ互ニ記号ヲ用ヒテ識

別ス

問 斥候行進中展望ニヨイ地物ニ差掛レハ
答 早速之ニ登リマシテ諸景況ヲ觀察スヘシ

斥候村落ヲ通ラナケレハナラヌ時

問 先ツ外部カラ其内部ノ狀況ヲ見テ其情報ヲ確メテカラ通リマス
答 敵ノ方ヨリ來ルモノニ遇フタナレバ
其者ニ敵ノ容子ヤ道路ヲ尋チマス

問 敵ノ行軍縱隊ヲ見ダト
答 其兵種ヤ列數ヲ觀テ縱隊ガ某一点ヲ通り越ス時間ヲ以テ其兵數ヲシ

リマス大抵歩兵一中隊ハ四列ナレバ一分時間デアリマス

問 敵兵發見ノ爲メ出サレタル斥候ハ
答 敵ノ古蹟スル陣地ヲ熟視スルマテハ飯ルコガデキマセヌ

其九 巡察

問 巡察ノ任務ハ
答 歩哨ノ勤惰ヲ觀察シ隣ノ小哨トノ連絡ヲ保チ又場合ニヨリ歩哨ヲ援

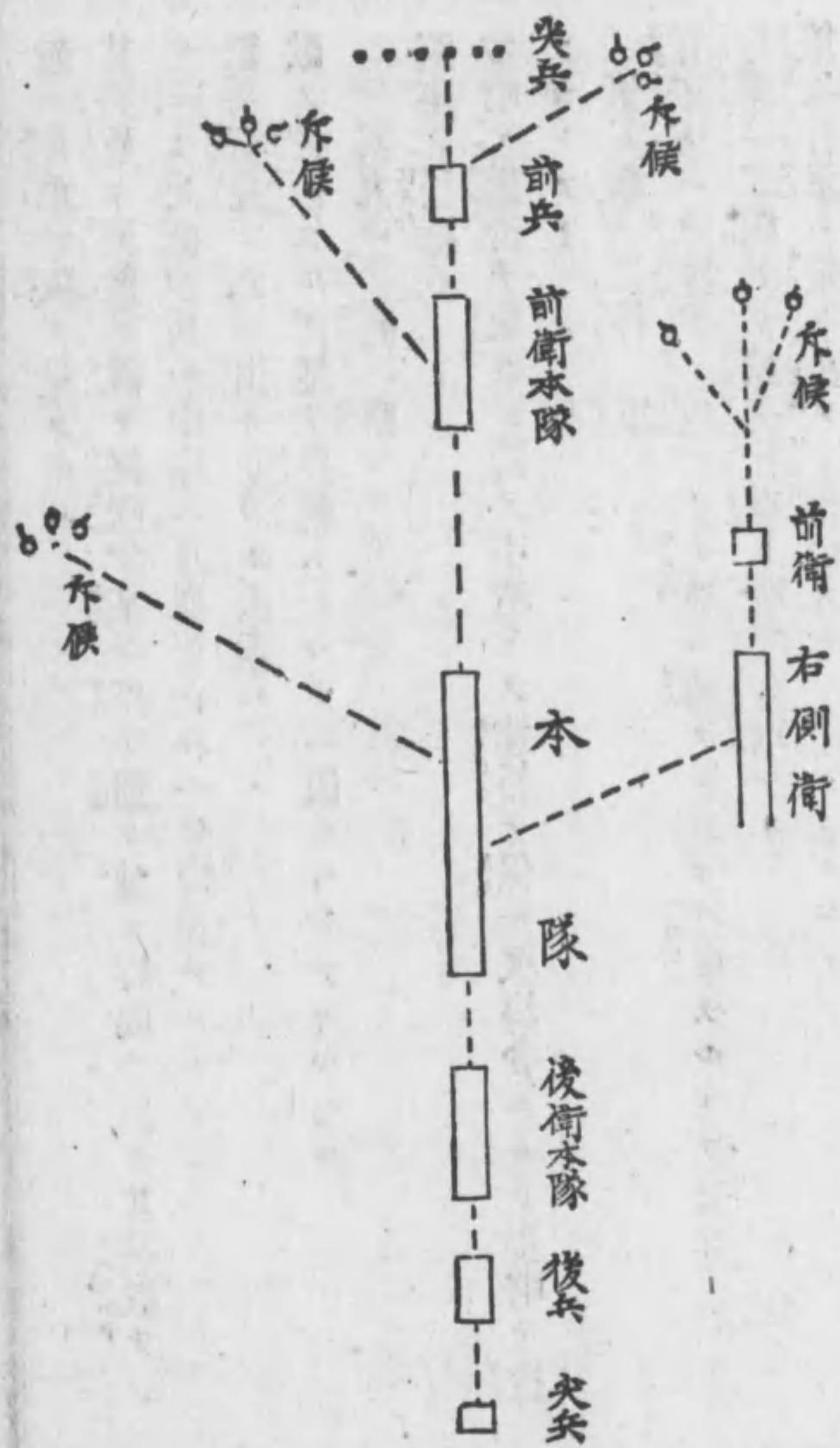
テコトアリ

第五章 行軍
行軍トハ軍隊ガ一地ヨリ一地ニ轉スルタメ行進スルコトナ云フ

行軍ニ二種アリ旅次行軍ト戰鬪行軍ナリ

旅次行軍ハ敵ト甚ダ遠隔シタル所行フモノナリ
戰鬪行軍ハ敵ト近接シタル所警戒ヲ嚴重ニシテ行進スルモノナリ又

行軍隊形



之ヲ警戒行軍トモ云フ

其一

行軍前及ビ行軍中ノ注意

問

行軍出發前ノ注意ハ
出發前能ク靴ニ油ヲ塗り銃ノ手入ヲナシ殊ニ雨天ナレハ鐵ノ部ニハ
ヨク油ヲ塗ル

問

雨天ノ片紙又ハ布片ヲ銃口ニ填メ銃口蓋ニ代用スルモ妨ケナキカ

問

不可ナリ雨ノ浸滲ヲ防カントシテ却テサビガ出ルモノデアリマス

問

靴ヲ背囊ニ着ル注意ハ
右足ノ靴ハ左ニ左足ノ靴ハ右ニカタク付ケマス

問

水筒ノ掛方ハ
左肩背囊負革ノ下ヨリ右腋下ニ掛ケ其ノ后ノ方ノ革ハ帶革ノ下ニ前
ノ方ハ帶革ヨリ外ニ置ク

問

行軍中行進ノ注意ハ
常ニ道路ノ片側ヲ明ケ傳令騎兵ノ通行ヲ妨ケヌ様ニセチハナリマセ

問 行軍中銃ノ持方ハ
 答 兵卒ノ隨意デアリマスケレハ銃口ヲ右左ニ傾ケ又ハ銃口ヲ下ケテ他人ノ妨トナル様ナコトハ決シテ出來マセン
 問 行軍隨意ニ隊列ヲ離ルコトヲ得ヘキカ
 答 恣ニ列伍ヲ離レ河ヤ井ニ止リ水ヲ飲ンデハナリマセヌ
 問 兩便等己ムヲ得サル要事出來セシキハ
 答 其所屬士官又ハ下士ノ許ヲ請ヒ銃ハ必ス同列兵ニ托ム而シテ早ク其隊ニ復ラテバナラヌ
 問 兵卒右ノ諸注意ヲ怠レハ
 答 必ラズ嚴罰セラレマス
 問 行軍中兵卒發病セシキハ
 答 上等兵ノ監護テ隊後ニ殘リ軍醫ノ來ルヲ俟テ診斷ヲ受ク
 問 行軍ニ當リ最モ大事ニスベキ者ハ

答 靴デス靴ガ足ニ合ハナケレハ靴傷ヲ起シ爲ニ歩行コガテキヌ様ニナリマス
 問 行軍中淺瀬ニ逢フ所ハ
 答 銃ヲ上流ノ方ノ肩ニ擔ヒ對岸ノ一点ニ目ヲ注ケ涉リマス又水深キ所ハ彈藥盒其他濕レテナラヌモノハ背囊ノ上ニ置キマス
 問 渡船ノ心得ハ
 答 必ス跪坐シ靜ニシテ船カ如何ニ動ル必ラス靜ニシテ渡リマス又船中テハ射撃ヲシマセヌソレハ船ニ動搖ヲ起シアブナイカラテアリマス
 問 歩兵ノ渡涉シ得ル水ノ深サ如何
 答 河ノ底固ケレバ歩兵ハ八十センチ迄テスサレハ河ノ底巖ヤ石又ハ泥濘ノ所ハ六ケ敷アリマス
 問 行軍中一等患者ノ取扱方ハ
 答 武器ヲ持チタルマ、車等ニテ運バレマス
 問 二等患者ノ取扱方ハ

答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問

武器器具ナク隊ノ后方カラ随ヒマス

三等患者ハ如何
武器器具ハ其儘ニテ隊ノ后方ヨリ從ヒマス

其二
行軍警戒法

警戒行軍ニ於ケル部隊ノ名稱ハ

前衛 側衛 后衛ナリ

前衛ノ區分ハ

前衛本隊前兵尖兵テアリマス

前衛ノ任務ハ

行軍スル兵隊ヲ安全サセルタメ通ル道ノ近傍ヲ搜索シ又ハ障碍物

ヲ除ケ又ハ敵ヲ襲撃シ又ハ抗拒ヲナシテ本隊ニ戦闘ノ用意ヲサセマ

スルモノテス

尖兵ノ行進ノ仕方ハ
多ハ陳散テ行進シマス其人員ハ一分隊以上テ通常士官カ指揮サレ

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問

側衛トハ
本隊ノ側面ヲマモル爲メノ隊ヲ申シマス

后衛トハ

本隊ノ後ヲ護リ敵ノ追來ルノヲ支ヘルモノテス

道路上ノ斥候隘路ニ逢フハ

決意テ直ニ進入シ成ル可ル速カニ搜索ス

此地敵ノアラサルヲ知ラハ

隘路ノ前方若干距離ニ止リ后ノ尖兵ガ全ク通過スルヲ待テ元ノ距離

ヲ取ツテ進ミマス

橋梁ニ逢フハ

橋ヲ破壊ノ爲メ爆藥等ノ(橋ノ種類ニテキマリナケレバ)

装置ガアルカナイカ検査シマス

道路支分オルハ

答 一兵ヲ駐メテ後方ノ隊ニ行ク路ヲ知ラセマス而シテ後ノ隊カ來レハ
 所屬部隊ニハイル
 問 敵ヲ發見セシキハ
 答 進コトナク速ニ其事由ヲ尖兵長ニ報セマス
 問 敵ノ方ヨリ來タモノニ遇フキハ
 答 悉ク之ヲ捕ヘテ直ニ后ヘ送りマス
 問 敵兵ヲ發見シタルモ早ク後方ノ隊ニ報スルニ手段ナキキハ
 答 數回急射撃ヲホシテ之ヲ知セマス
 問 前兵ノ任務ハ
 答 尖兵ヲ救ヒ又ハ之ヲ收容スルヲ任トス
 問 前衛本隊ノ任務ハ
 答 前進諸隊ヲ救ヒ又ハ收容シテ戰鬪ヲ保支シテ本軍ニ戰鬪準備ヲサセ
 ルモノデス
 問 後衛ノ區分ハ

答 後衛本隊ニ後兵 尖兵トス
 第七章 徴候 記号 暗号

問 戰場ニテ敵ノ動靜ヲ知ルコトノ出來ル証憑ヲ云ヒマス
 答 塵埃ノ正シク飛揚スルハ
 問 通常行軍スル縱隊カ通ルシルシテアリマス
 答 塵埃ニテ行進ノ方向ヤ兵ノ數カ知レルカ
 問 塵埃ノ飛揚ル方向多少ヲ見テ縱隊行進ノ方向ヤ其多少ヲ知ルコト出
 來マス
 問 塵埃飛揚ル高低濃淡ニテ兵種ヲ區分スルヲ得ルカ
 答 塵埃ガ濃シテ低キハ步兵高クシテ淡ハ騎兵極濃密シテ間斷ナルハ砲
 兵又ハ輜重兵デアリマス
 問 車轆聲馬ノ嘶鳴村ノ内ノ犬ノ吠吠ハ
 答 通常軍隊カ通ル徴ナリ

問 人跡 蹄 跟 及 車 轍 見テハ
 答 敵兵ノ多少 編成 及 行進 方向ヲ知ルヲ得
 問 土人ノ不遜ナルハ
 答 敵兵近キノ兆ナリ
 問 敵地ニ在テ土人ノ恐怖スルハ
 答 敵兵寡キカ又ハ遠キ兆ナリ
 問 舟ヲ燒キ橋ヲ破壊スルハ
 答 退軍ノ兆ナリ
 問 燎火ノ光輝ノ多少ハ
 答 敵ノ多少ヲ知ルベシ
 問 武器ノ光リ盛ニ輝クハ
 答 敵前進スルナリ
 問 武器ノ光リ或ハ多ク少ク又隠レ又輝クハ
 答 敵退却ナリ

記號

問 記號トハ
 答 言語ヲ用ズ諸種ノ相圖ヲナスコテアリマス例ヘハ
 問 記號ハ如何ナル場合ニ用ユルカ
 答 行軍ノ前哨ノ件又ハ散兵ヲ指揮スル件ニ用イマス
 暗号ハ互ニ識リ合フ相言ニシテ要塞ノ戰ノ件用フルモノナリ故ニ敵ニ知
 ラレサル如ク用填スベシ
 暗号ヲ用フルニハ「止レ」「誰カ」「暗号ニ進メ」例ヘハ「義經」「吉野」ト云フ
 義經ハ人名吉野ハ地名ナリ
 第八章 宿營
 宿營トハ軍隊ノ一地ニ宿泊休憩スルヲ云フ
 宿營ニ三種アリ舍營ト露營ト村落露營ナリ
 舍營トハ軍隊人家ニ宿泊スルヲ云フ

舍營ニ二種アリ尋常舍營警急舍營ナリ
 尋常舍營ハ敵ト遠隔テアルハ休養ノ爲沿道ノ人家ニ泊ルモノナリ
 尋常舍營ニ二種アリ給養ノ仕方ニテ區別ス甲ハ舍主炊爨乙ハ部隊自炊ナ
 リ甲ハ宿主ヨリ食物ヲ調シテ出スモノ乙ハ軍隊カ自カラ食事ヲ調理ス
 ルモノナリ
 警急舍營トハ敵ト近接シアルハ嚴重ナル戰備ヲナシツ、舍營スルモノナ
 リ
 露營トハ全ク露天ニテ夜ヲ明カスカ又ハ急造掩屏内ニ宿スルヲ云フコレ
 ハ敵ニ近接シ一寸モ油斷ノテキヌ時又ハ舍營スベキ人家ナキトキ用フ
 村落露營トハ舍營スヘキ人家ノ不足トキ半分ハ舍營シ半分ハ露營スルヲ
 云フ
 舍營ニ就キタルトキ兵卒ハ武器被服ノ手入ヲ整頓ナシ常ニ不時ノ事變ニ
 應スル用意ヲ怠ルベカラス
 警急舍營ニ於テ兵卒ハ服装ヲ乱サス背囊銃器ヲ身邊ニ置キ眠臥シ窓戸ヲ

明ケ各家屋ニ兵卒一名点火シテ警戒ス
 警急集合所トハ舍營中不時ノ時變生リタルハ速ニ集合場所ヲ云フ
 露營ニテ兵卒ハ露營ノ設備及雜役ニ従事スル間ハ敬禮ヲ行ハスモシ上官
 ヨリ呼ハル、ハ直立シテ答テナス
 露營中呼集アルハ武器ヲ携フルコトヲ集合場ニ出ツ
 露營中警報アルハ速ニ武装シ又銃ノ所ニ集リ命令ナケレバ銃ヲ解カス
 第九章 射撃學ノ摘要
 歩兵ハ村田銃ヲ以テ彈丸ヲ發射シ敵ヲ打殺スガ第一ノ務ナリ夫レ故ニ兵
 卒カ射撃ニ下手ナルノハ何ヨリノ耻トナルモノナリ射撃カ上手ニナルニ
 ハ左ノ學科ヲ善ク理解シ平常ノ豫行演習ニ念ヲ入レ實彈ヲ射ツハニ空デ
 撃ナイ様ニモナケレハナラズ
 問 彈道トハ如何ナルモノカ
 答 彈丸ノ通ル曲線ヲ申シマス其形ハ石ヲ抛ケタトキ石カ高ク上ヘア
 カリテ下ヘ落ルト同様ナ形ヲナスモノデアリマス

問 照準機トハ何カ
 答 照星ト照門ヲ申シマス
 問 照門ハ何ノ爲メニスルカ
 答 銃口チ上ケタリ下ケタリスルモノテアリマス銃口カ上レハ彈丸ハ遠クヘ飛テ行クモノテアリマス
 問 照準線トハ
 答 照門ノ正中ヨリ照星頂チ見出シタ線デアリマス
 問 物チ照準スルトハ如何ニナツタノチ云フカ
 答 物ノ下際ト照星頂ト照門ノ正中カ一ツ處ニ見ユル様ニナツタノチ申シマス
 問 照星チ多ク見出ス片ハ彈着ハ何處ヘ行クカ
 答 照星チ澤山見出ス片ハ彈着ハ視タ處ヨリ上ニ行ク
 問 上ニ行ク理ハ照星チ澤山見出セハ銃口上ルカラテス
 答 照星チ少ク見出セハ彈着ハ

問 彈着ハ下リマスナセナレハ照星チ低ク見レハ從テ銃口カ下ルカラテアリマス
 問 銃身カ右ニ傾タ片ノ彈着ハ
 答 右ノ下ヘ行キマス右ヘ行ク譯ハ銃身カ右ヘ曲レハ銃口ハ視タ方ニハ向ヒテ居テナイデ右ニ向ヒテ居リマスカラテ下ヘ行ク譯ハ例ヘハ一寸ノ棒チ眞直ニ立テルトキハ其高サハ一寸アルケレ曲ケテ立テルトキハ其高サハ一寸無イト同シ事デ照尺ハ高ク掛ケテモ其實低イト同シソレ故下リマス
 問 銃カ左ヘ傾タトキハ
 答 左下ヘ行キマス
 問 照星カ通常ノヨリ低ケレハ彈着ハ
 答 上リマス何故ナレハ通常ノ照星テ準フトキヨリカ銃口チ上ケテ子ハナラナイカラテス
 問 照門ノ右ヨリ照星チ見出シタ片ノ彈着ハ

答 右へ行キマス

問 照門ノ左ヨリ照星ヲ見出セハ

答 左ノ方へ行キマス

問 腔線トハ何様ナモノゾヤ

答 銃身ノ内ニ穿ツタ溝ヲ申シマスコレハ彈丸ニ自轉動ヲサセル爲メテ

アリマス

問 風カ右ヨリ來レハ

答 左ノ方ニ行キマスコレハ風ノ爲メニ左へ彈丸ガ吹キ飛サル、カラテ

ス

問 風カ左ヨリ來レハ

答 右方へ行キマス

問 風カ前ヨリ吹ケハ

答 彈丸ハ下リマスユレハ風ノ爲メニ彈丸ノ勢カ弱クナルカラテス

風カ後ロカラ吹ケハ

答 上リマスユレハ彈丸カ風ニ吹キ送ラル、カラテアリマス

問 風カ斜右前ヨリ吹ケハ

答 彈丸ハ左下へ行キマスユレハ横ヨリ來ル風ト前ヨリ來風カ一所ニク

ルト同シ譯ニナルカラテアリマス

問 風カ斜左ノ後ヨリ吹ケハ

答 右上ニ行キマス

問 太陽ガ射手ノ右側ニアツタ片ハ

答 右側ニアレバ左へ行キマスコレハ太陽ノ光リテ照星ノ右側ト照門ノ

左側トカ光リマシテ實物ヨリ大キク見エマス此大キク見ユル儘照準

シマスレハ照準ハ善ク出來タト思フテモ本當ノ照準線(即チ銃口)

ハ左ノ方へ着テ居マスソレ故左ニ行クノテス

問 太陽カ左側ニアレハ

答 彈丸ハ右へ偏避マス(其理由ハ前ト反對)

問 太陽直上ニアレハ

問 答 彈着下ル
 問 答 氣候カ暑熱ノ片ハ
 問 答 彈丸ハ上リマスコレハ空氣カ膨脹シテ稀薄ナリ彈丸ニ抵抗ル力カ弱クナルカラテス
 問 答 寒氣強キトキハ
 問 答 下リマス(其理由ハ暑ト反對ナリ)
 問 答 雨ヤ雪ノ片ハ
 問 答 下リマス其譯ハ空氣カ重イタメ彈丸ノ勢カ弱クナルカラテアリマ
 問 答 彈着ニ偏避ガデキタ片之ヲ修正スニハ
 問 答 彈丸着タノト反對ノ處ヲ照準シマス
 問 答 目標ノ下縁ヲ視フハ何故ナリヤ
 問 答 銃ノ動搖ニヨリ銃口ヲ目標ヲ隠ス下カアリマス下ヲ視ヘハ其ノ氣支
 問 答 ハアリマセヌノト照準ヲ精確スルタメテアリマス

問 答 右手ニテ銃把ヲ堅ク握ルハ何故カ
 問 答 發射ノ片食指ノ運動カ右手ニ傳ハリ手カラ肩ニ傳リテ偏避カ起ル
 問 答 右肘ヲ上ルハ何ノ爲メカ
 問 答 肩ヲ上ニ舉テ照準線ヲ眼ノ高サニヤル爲メテス
 問 答 左手ニテ銃ノ重點ヲ握ルハ
 問 答 發射裝填ノ爲メノ疲勞ヲ減ラス爲メテス
 問 答 両手ヲ以テ始終銃ヲ肩ニ固ク着ケルハ
 問 答 容易ク反撞ニ堪ユ又銃ヲ確カリ持ダセンガ爲メテス
 問 答 膝射ノ姿勢ニテ左脚ハ眞直ニセサルベカラズ其譯ハ
 問 答 左足カ前ノ方ニ傾ク片ハ身体モ前ニ曲リ照準ノ姿勢カ悪クナル
 問 答 左脚カ後方ニ傾ケハ反撞ヲ支フルコトが出来ナイカラ眞直ニセナケレ
 問 答 ハナラヌ

第十章

距離測量

問 一米突トハ日本ノ何尺アリヤ
 答 三尺三寸ナリ
 問 十珊知トハ(一煙)
 答 一米突ノ十分一テス則チ日本ノ三寸三分テス
 問 一珊知トハ
 答 日本ノ三分三厘テス
 問 距離測量ニ幾種アルカ
 答 三種アリ其一步測其二目測其三音響測量テアリマス
 問 歩測法ハ
 答 此處ヨリ向マテノ間チ歩ンダ足ノ數チ測リマスモノテス
 但シ復歩チ用ユルチ良トス(復歩ハ二足歩ミタルチ一復歩トス)
 問 汝ハ百米突チ何復歩ニテフムヤ
 答 何十何歩テス
 問 目測法ハ

答 物ノ能ク見ユルノトボンヤリスルノト又其大ト小トチクテメテ測リ
 マス
 問 百米突ノ距離ニ在テ兵卒ノ見ヘ方ハ
 答 鈕卸ヤ人相チ見分ル_カ出來マス若シヨク知テ居ル人ナレバ誰ダト
 云フ_カ分リマス
 問 二百米突ニテハ
 答 顔ハ唯ダ白紙ノ様ニ見エマス斗リテ口ヤ鼻カ分リマセヌ
 問 三百米突ニテハ
 答 頭ト胴トチ見分クル_カ出來マス
 問 四百米突ニテハ
 答 頭チ見ル_カ出來ナイケレ其兩臂ハ之チ認ムル_カ出來ル
 問 五百米突ニテハ
 答 一人ノ進ンテクルカ向ヘ行クカ又ハ運動チ見分ル_カ出來ル
 問 六百米突ニテハ

答 進退ハヨク分ラナイケレハ銃器ノ持方ヲ見分ルコトガ出來ル
 問 照星ニテ立姿兵(一米突六十)ヲ全ク隠スコトヲキルハ幾何ノ距離カ
 答 三百米突
 問 照星ニテ孤立ノ騎兵ヲ全ク隠スルハ
 答 四百五十米突
 問 太陽ニ向ヒテ物ヲ見ルルハ
 答 距離カ遠ク見エマス是ハ物カハツキリト見エナイカラテス
 問 太陽ヲ背ニシテ物ヲ見ルルハ
 答 距離ハ近ク見エマス之レハ物カハツキリト見ユルカラテス
 問 馬首或ハ歩兵手足ノ運動ヲ認ムル幾何距離カ
 答 八百米突迄トス
 問 音響ニ依リ距離ヲ量ルノハ何テヤルカ
 答 口誦節調ト云フモノヲ量リマス
 問 口誦節調ノ速度ハ

答 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十トノ間三秒ニ十丈ケテ數ヘマス
 問 口誦節調ニ依テ距離ヲ測ルハ
 答 硝煙ヲ見ルトスグニ口誦ヲ始メマシテ音ノ耳ニ届クト口誦ヲ止メ其
 間ニ數ヘタ節誦ノ數ニ依テ之ヲ知リマス例ハ五マテ言フダレバ五百
 米突テアリマス
 問 節誦數ノ數十ヲ越ルルハ
 答 別ニ又一ヨリ始メマス夜ナレハ銃カラ出ル火光ヲ見テヤリマス
 問 第十一章 定語
 問 縱隊トハ
 答 兵隊ノ諸隊前後ニ重ナルノヲ申シマス例ヘハ中隊縱隊ヤ側面縱隊ノ
 様ナモノナリ
 問 先頭トハ
 答 隊ノ先頭ヲ云フ
 問 後尾トハ

答 隊ノ後尾ヲ云フ

問 横隊トハ 兵隊ノ諸部隊重ナラスニ左右ニ並フノヲ申シマス

答 右翼トハ 隊ノ右端ヲ申シマス

問 左翼トハ 隊ノ左ノ端ノ方ヲ申シマス

答 正面トハ 兵隊ヲ以テ占領ル真正面ヲ申シマス

問 側面トハ 兵隊ノ居ル左側又ハ右側面ヲ云フ

答 間隔トハ 左右ノ隔タリヲ申シマス例令ハ二兵卒又ハ二ツノ隊ノ側ノ離リノ様ノモノデアリマス

問 距離トハ 前後ノ隔リヲ申シマス例ハ二部隊ノ間及ヒ二列ノ隔リノ様ノモノデアリマス

問 想像敵トハ

答 敵ノ居ル處ヤ兵ノ數ヲ只想像スル者ヲ申シマス

問 仮設敵トハ

答 敵兵ヲ擬スルニ寡少ノ兵ヤ旗ヲ以テスルモノヲ云フ

問 實設敵トハ

答 兩方トモ同シ兵ノ數テ對抗運動スルモノヲ云フ

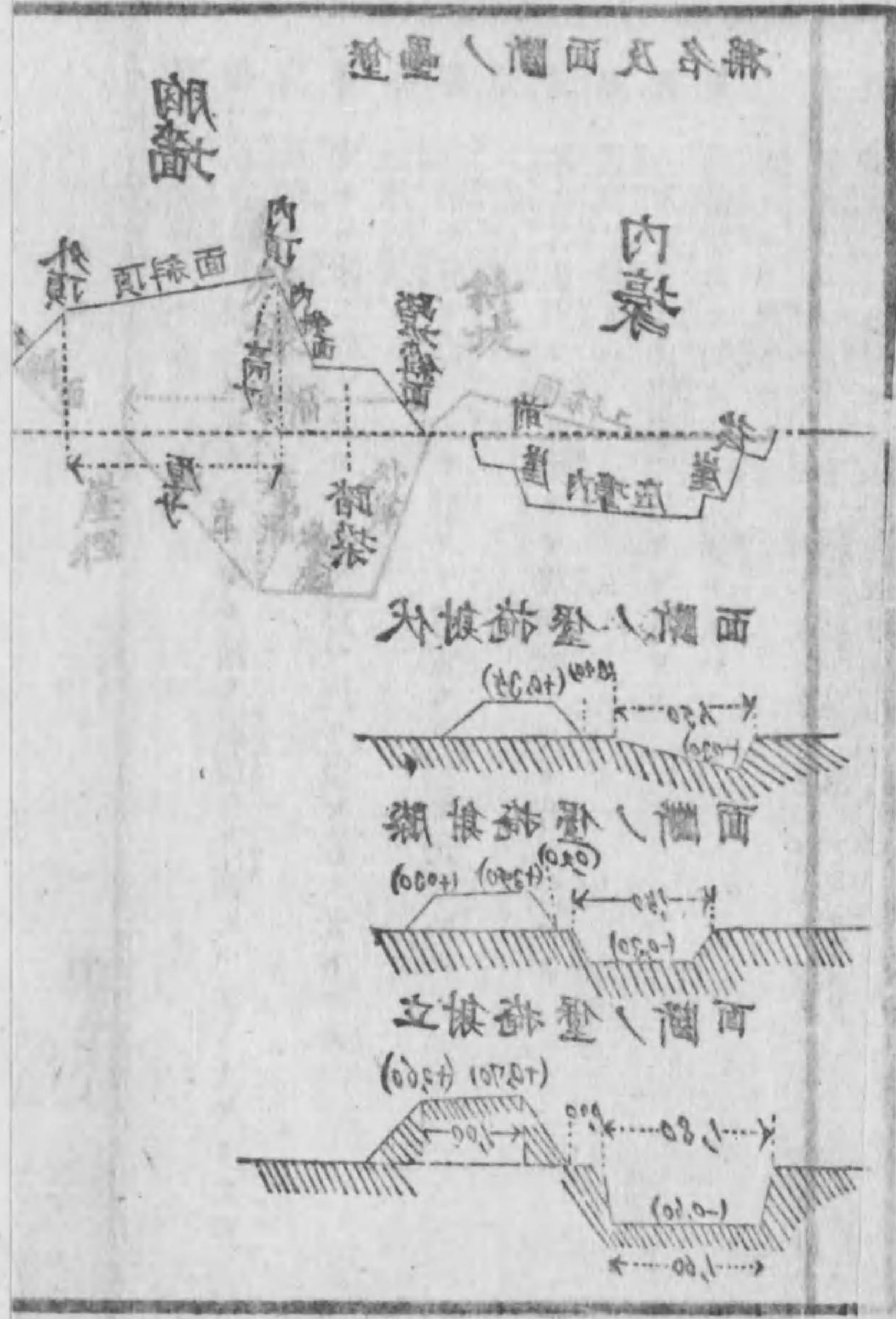
第十二章 歩兵工作摘要

問 歩兵ノ持ツ器具ノ種類ハ

答 方匙、小十字鍬、手斧、關節鋸、テアリマス

問 持シ器具ノ外ニ歩兵ノ使フ器具ハ

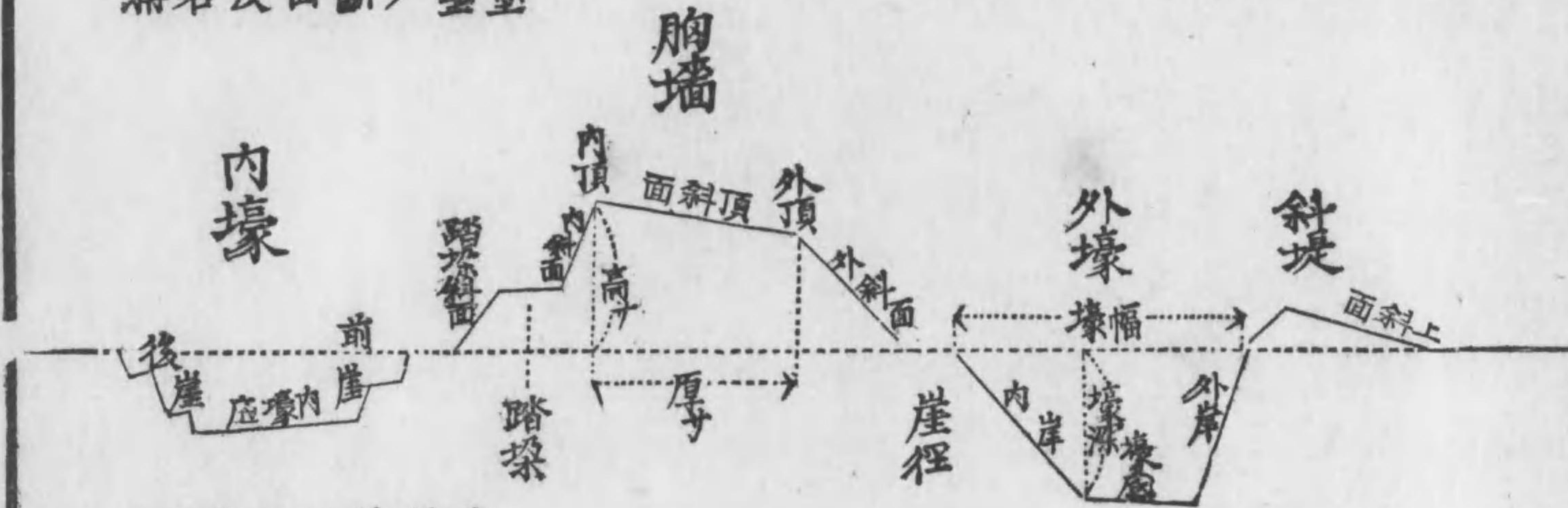
答 大隊ニ馱載器具ト云フ者カアリマス夫レハ馬ニ馱ケテ輸ブ者デス



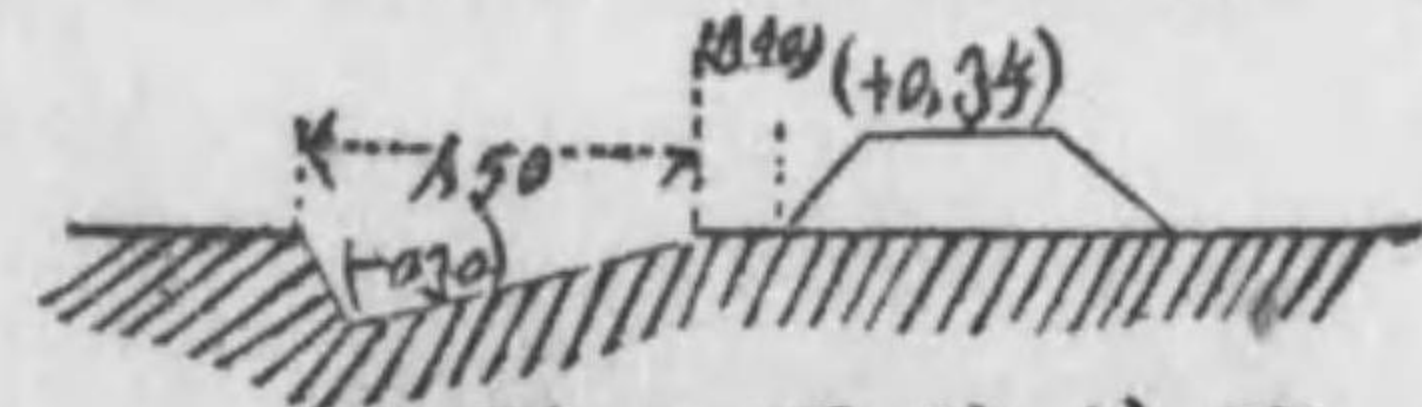
問答 問答 問答 問答 問答 問答

問 駄戴器具ノ種類ハニ
答 圓形、十字、鋸、斧デアリマス
問 歩兵中隊ニ在ル器具ノ數ハ如何
答 方匙七十五、小十字、鋸十五、手斧六、關節鋸二
問 携帶器具ノ附ケ方ニツアリ如何
答 一ツハ背囊ニ附ケ一ツハ帶革ニ附ケマス
問 掩堡トハ如何ナルモノデ其種類ハ
答 身体ヲ蔽クシテ敵ヲ充分ニ射撃ナスル爲メノモノデアリマシテ伏射
掩堡、膝射掩堡、立射掩堡ノ三ツアリマス
問 掩堡ハ大砲彈ニ抵抗シ得ルヤ
答 小銃彈ニ抵抗シ得ルモ大砲彈ニハ抵抗スルヲ能ハズ
問 大砲彈ニ抵抗シ得ルモノアリヤ
答 強硬掩堡及ビ急造野堡ノ如キモノデアリマス

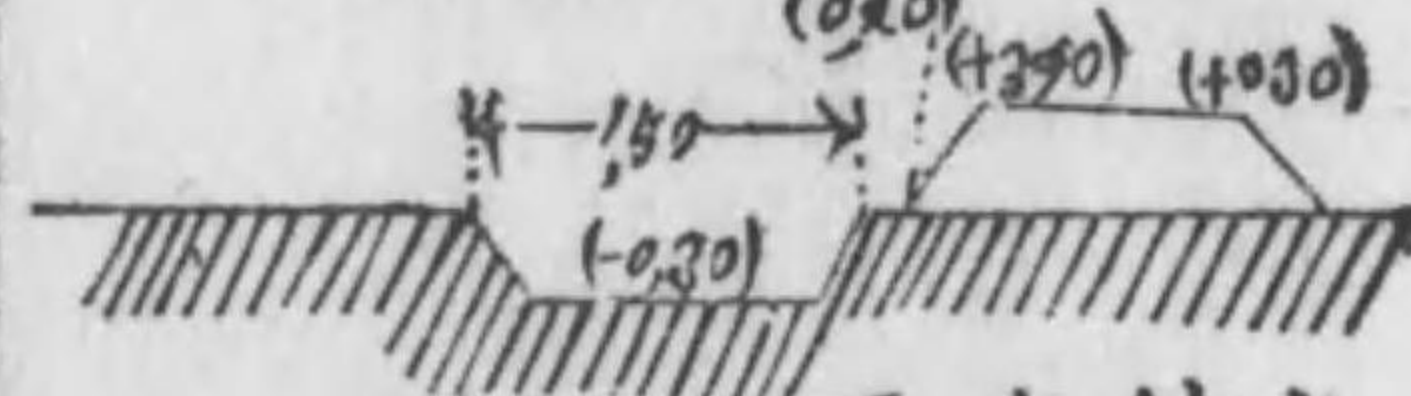
稱名及面斷ノ壘堡



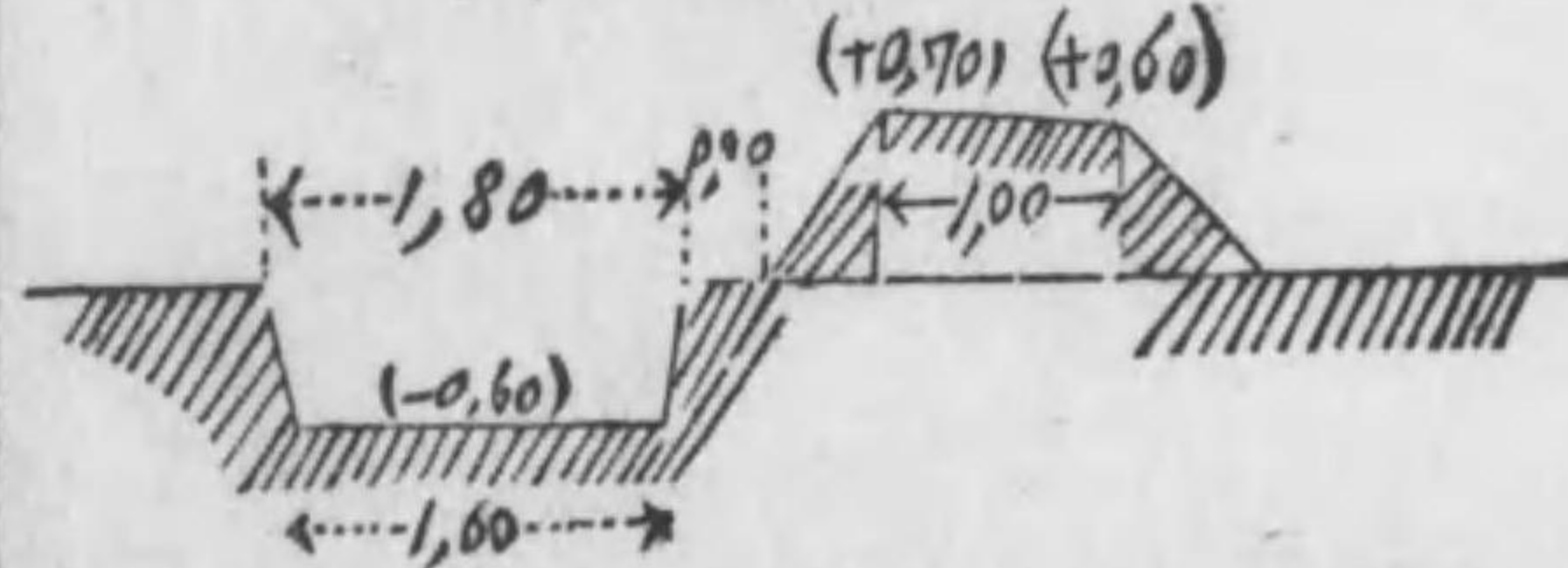
面斷ノ堡掩射伏



面斷ノ堡掩射膝



面斷ノ堡掩射立



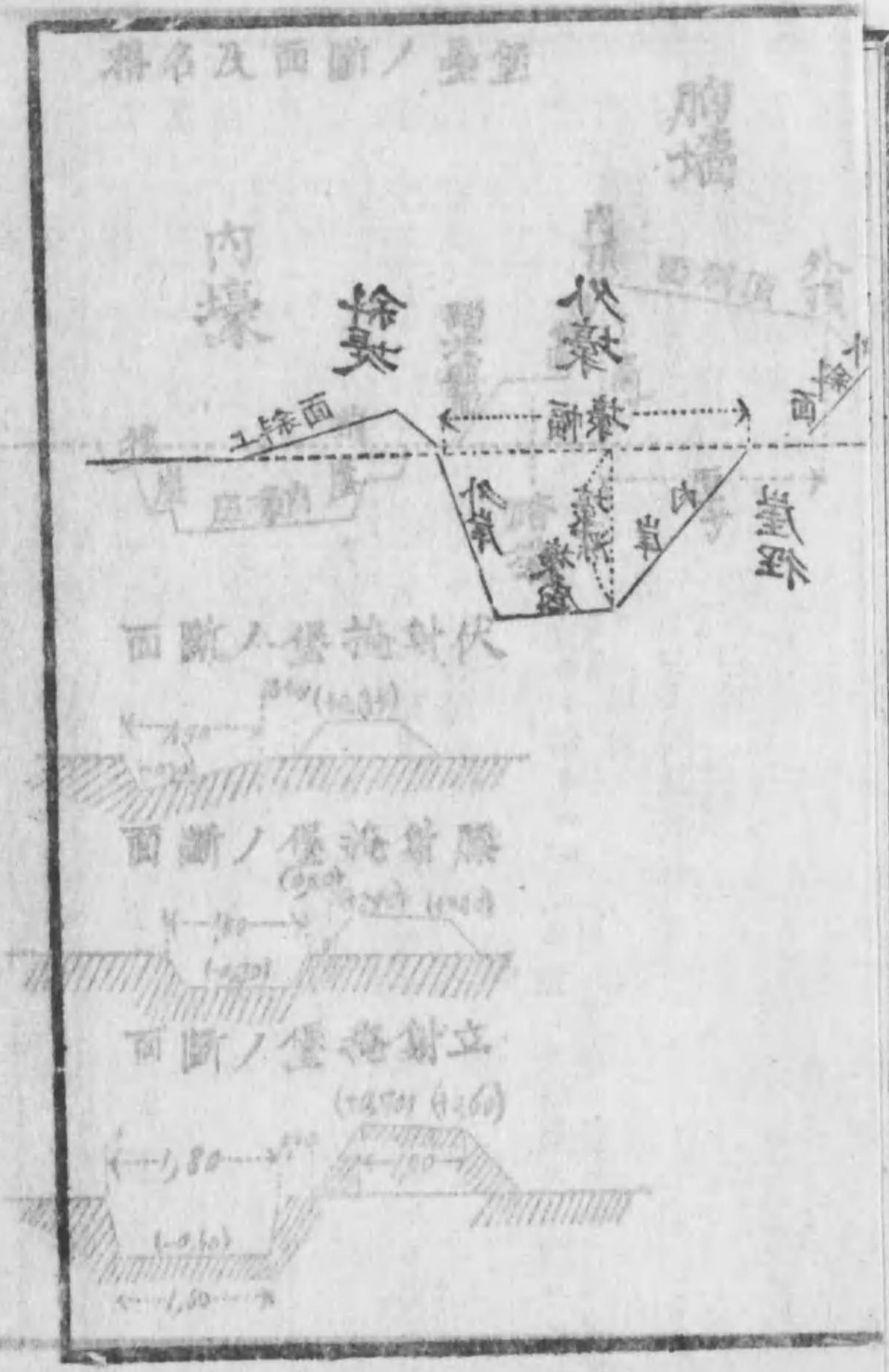
問 携帶器具ノ附ケ方ニ二ツアリ如何
 答 一ツハ背囊ニ附ケ一ツハ帶革ニ附ケマス (但シ帶革ニ着ケルノハ敵
 近イテ作業スル時テア
 斯リマ)

問 掩堡トハ如何ナルモノデ其種類ハ
 答 身体ヲ蔽クシテ敵ヲ充分ニ射撃チスル爲メノモノテアリマシテ伏射
 掩堡、膝射掩堡、立射掩堡ノ三ツアリマス

問 掩堡ハ大砲彈ニ抵抗シ得ルヤ
 答 小銃彈ニ抵抗シ得ルモ大砲彈ニハ抵抗スルコト能ハズ

問 大砲彈ニ抵抗シ得ルモノアリヤ
 答 強硬掩堡及ビ急造野堡ノ如キモノデアリマス

地名及面斷ノ要領



問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

四米突ニテ圓匙三個ト十字鍬一個ノ鉄ノ所ノ長丈テアリマスコレヲ
 四人ニテ堀リマス
 携帶器具ヲ使フ片一人堀ル幅ハ
 一米突ニシテ方匙二倍テアリマス
 天然鹿柴トハ
 木ヲ其場所テ伐リ倒シテ障礙物トスル者ヲ云マス
 人造鹿柴トハ
 鹿柴ヲ造ル所ヘ木ヲ運ンテ設ケタル者ヲ云イマス
 樹枝鹿柴トハ
 少サイ木ノ幹ヤ大キイ木ノ枝ヲ以テ造タ者ヲ云イマス
 鹿柴ハ何ノ用ヲスルカ
 道ノ上ヤ壕ノ向ヒノ岸ニ置キ敵ノ運動ヲ邪魔スルモノテアリマス
 鉄條網トハ

答 抗ヲ鱗次ニ植へ縦横ハ斜メノ向キニ鉄ノ張金ヲ緩ク張タモノヲ云ヒ

マス

問

編條トハ

木ノ枝ヤ竹ニテ作りタ平ナル編物ヲ云ヒマス

問

東柴トハ

木ノ枝ヲ取りノケタルモノ又竹ヲ纏メテ一束トシ四ヶ所ヲ結ヒタル

問

堡籃トハ

モノヲ云ヒマス(長サハ二米突五十 經一二十珊知米突)

問

少サイ木ノ枝ヤ竹ヲ以テ造リタル底ノナイ籠ヲ云ヒマス

問

編條束柴堡籃ハ何用チスルカ

答

急ナ所ヤ道ノ修理ヤ又橋ヲ架ケル等ニ用ヒマス

問

傳令使ノ心得

問

命令及報告ヲ傳フル兵ハ○出發前之ヲ復誦シコレヲ傳フル兵ハ修飾ヲナ

シテハナリマセヌ何故ナレハ口上ノ誤ハ全軍ノ敗北ヲ來ス原因ト

シテハナリマセヌ何故ナレハ口上ノ誤ハ全軍ノ敗北ヲ來ス原因ト

ナレハナリ

筆記ノ命令及報告等敵ニ奪ル、恐アル兵ハ○上衣ノ適宜ノ處ニ縫込殊ニ

銃腔内ニ入ル、チ可トス

使者上官ニ遇フ兵ハ○敬禮ヲ要セス

命令ノ傳へ方ハ○必ス冒頭ニ何官殿何官ノ命令ト云ヒ其命令ヲ陳へマス

又單ニ何官ノ命令トモ申スコトモアリマス

筆記ノ命令報告ヲ持テ行ク兵袋ノ印ニ就テハ○袋ノ(十)(十)(十)(十)

ノ印ニ注意ス其(十)ハ速歩(十)ハ速歩ト驅歩(十)ハ驅歩ニテ

行クヘキモノナリ

徒歩傳令使ハ○性質敏捷ニシテ脚力強キヲ要ス

報告ヲナスニ右左前後此方彼方ノ用ヒ方ハ○常ニ之ヲ用ヒマセン 東西

南北ト云ヒマス

右側左側右翼左翼ノ語○敵ニ向テ云ヒマス

附 録

第一款 野外要務令摘要

軍ノ主トスル所ハ戰關ナリ故ニ ○凡百ノ事皆戰鬪ヲ以テ基準トナス全軍ノ獨立ハ其軍各分子ノ獨立ニアリ他ヲ補助セス又補助ヲ受ケス各隊各人皆自ラ其任ノ在ル所ヲ盡シテ後全軍ノ一致協同得テ期スヘキナリ

今日ノ軍制兵器歐洲諸國ニ倣フモ亦形而下ノ物ニ過キス皆頼ムニ足ラス然ルニ此ニ一ノ頼ムヘキモノアリ ○軍人精神即チ我固有ノ日本魂アリ武士道アリ

全軍ノ名譽ヲ宣揚スルニハ ○上將校ヨリ下一卒ニ至ル迄常ニ名譽心ヲ保有シ部下ハ上官ノ名譽ノ爲メ上官ハ部下ノ名譽ノ爲メ互ニ相助ケ相成シテ以テ全軍ノ名譽期スヘキナリ

軍人ノ尤モ禁止スヘキモノニアリ ○曰ク爲サ、ルナリ曰ク遲疑スルナリ演習ノ目的及利益ハ ○技藝ヲ巧ニシ膽氣ヲ壯ニス

軍人必須ノ性質ハ ○艱苦缺乏ニ耐ヘ且之ニ克ツニアリ

師團ノ編成 ○通常師團司令部歩兵二旅團騎兵一聯隊野戰砲兵一聯隊工

兵一大隊並ニ大小架橋縱列各一個彈藥縱列一大隊輜重兵一大隊及野戰

衛生部ヲ以テ編成ス師團獨立スルハ之ニ野戰電信隊及兵站部ヲ屬ス

報告ヲナスニハ ○報告者自ラ目撃セシトト他人ノ見聞セシトト他人ニ

問フテ得タルト又唯推測ニ係ルトト判然區別スヘシ

傳令騎兵トハ ○命令報告ノ傳達ノ爲メニ附屬セル騎兵ナリ

徒歩傳令使ニハ ○脚力強健性質敏捷ナル下士卒ヲ要ス

斥候ハ ○剛膽ヲ要スト雖モ亦不意ノ危害ヲ豫防スルトヲ忘ルヘカラス

故ニ人民ニ敵意アル地方ニ於テハ大ナル住民地ヲ再ヒ通過セス又村落

ニハ長ク躊躇スヘカラス

警戒隊トハ前衛側衛後衛等ヲ云フ其任務ハ ○全軍ノ爲メ不意ノ襲撃ヲ

預防シ本軍ヲシテ必要ノ命令ヲ下シ且之ヲ實行スルノ時間ヲ得セシム

ルニアリ

前衛ノ任務ハ ○本軍ニ展開ノ時間ヲ與ヘ且僅少ノ障碍ヲ除去シ以テ本軍ノ行進ヲシテ澁滞ナカラシムルニアリ

側衛ハ ○時ノ形勢ニ應ジテ前兵或ハ前衛本隊ヨリ分遣シ或ハ直チニ本隊ヨリ分遣ス

前哨本隊ニ在ル兵卒ハ ○通常背囊ヲ卸ス其他本隊ノ全部若クハ其一部又銃線ノ側ニアルヘキカハ前哨司令官ノ定ムルモノナリ

前哨中隊ニハ特別ノ番号ヲ附スルコトナク ○各其中隊ノ番号ヲ稱スルモノトス

前哨中隊ハ ○背囊ヲ卸ス然レモ其一部ハ常ニ又銃線ノ側ニ在リテ戰備ヲ怠ルヘカラス而シテ任務ノ爲メカ又ハ上官ノ許可ナクシテ其位置ヲ離ル、ヲ許サス

特別ニ重要ナルカ或ハ甚タ危殆ノ地及查哨ニハ ○必ス下士哨ヲ用フ小哨ノ又銃ハ ○步哨ノ交代兵中同時ニ交代スヘキ者及各斥候毎ニ之ヲ爲シ以テ他ノ者ニ拘ラス之ヲ取り得ヘカラシム

小哨ノ兵ハ ○小哨長ノ命令ニ依リ背囊ヲ卸ス然レモ彈藥盒及水筒ハ各

自身体ニ纏フヘシ任務ノ爲メカ或ハ許可ナクシテ小哨ヲ離ルヘカラス

步哨特別守則 ○步哨ノ番号隣步哨ノ位置及其番号查哨小哨中隊ノ位置此各位置ニ至ル捷徑 前方ニ進メタル部隊ノ位置 監守スヘキ區域及敵情 目ニ觸ル、村落等ノ名稱 其他銃ノ携方 隣步哨トノ連絡ノ仕方 背囊ヲ卸スヘキカ否 喫烟ハ如何等トス

斥候勤務ニ要スル所ノ性質四アリ ○慧敏熱心沈着剛膽是レナリ蓋シ慧敏ナル者ハ未タ知ラサルノ地ニ於テ能ク其地形方位及道路ヲ知り熱心從事スル者ハ久シキニ耐ヘ勞ヲ覺エス沈着及剛膽ナル者ハ不意ノ事ニ驚カス如何ナル危険ニ際スルモ猶能ク脱逸ノ方法ヲ求メ得レモノナリ

獨立下士哨トハ ○小哨ノ小ナルモノニシテ其任務及動作モ亦小哨ト同一ノ原則ニ從フモノトス此下士哨ハ步哨線前ニ出シ主要ナル地点ヲ固守スルコトアリ

行李ニ大小二種アリ ○大行李トハ宿營間必要ノ物品ニテテ小行李ハ戰

開闢必要ノ物品ヲ云フ

步兵一大隊ノ小行李ハ ○副馬二頭 衛生材料駄馬一頭 彈藥駄馬十六

頭 彈藥駄馬一頭ニ二箱ヲ駄載シ一箱ノ彈數ハ一千五百發宛 其彈數

ハ四萬八千發ニテ一銃ニ付五十餘發デアリマス 器具駄馬二頭

步兵大隊ノ大行李ハ ○荷物駄馬九頭 炊具駄馬八頭 糧秣駄馬十三頭

豫備駄馬二頭

彈藥縱列トハ ○步兵砲兵ノ豫備彈藥ヲ運搬スルモノヲ云フ而シテ彈藥

縱列一大隊ハ步兵彈藥二縱列 砲兵彈藥三縱列ヨリ成ル 步兵二縱列

ノ有スル彈藥ハ百十萬四千發トス

糧食縱列トハ ○軍隊ノ携行糧食ヲ運搬スルモノニシテ各兵ニ三日分宛

供用セシメ得ヘシ

大小架橋縱列トハ ○工兵隊ノ架橋材料ヲ運搬スルモノニシテ小架橋縱

列ハ巾二米突五十長三十六米突ノ架橋ヲナシ大架橋縱列ハ長九十六米

突ノ橋ヲ架シ得ヘシ

人馬ノ給養法ニ五種アリ ○宿舍給養 倉庫給養 携帶糧秣給養 縱列

給養 徵發給養是ナリ

戰時出戰軍ニ属スル兵卒一日ノ食量ハ ○精米六合食鹽或ハ梅干及魚菜

若干トス

軍隊ノ携行糧食ハ ○携帶口糧二日分 大行李一日分 縱列三日分合セ

テ六日分トス

携帶口糧トハ ○軍隊屯營ヲ出發スル時ヨリ各人豫備糧食トシテ携帶ス

ヘキモノニシテ其量一日分糲三合食鹽若干トス又時トシテ之ニ代フル

ニ乾麵包或ハ精米ヲ用ユルコアリ此口糧ハ非常ノ場合ト全ク他ニ給養

法ナキ時ノミニアラサレハ之ヲ用フル能ハス若シ此禁ヲ犯スモノハ嚴

罰ニ處セラル

各隊ニ衛生勤務ノ人員即チ ○軍醫看護長看護手ヲ備フ其他中隊ニ補助

擔架卒アリ

補助擔架卒ハ戰鬪ヲ開クマテ中隊ノ列中ニアリ假繩帶所ヲ設クルルモ命令

ニ依リ勤務ニ從事スルモノトス
綑帶所ノ標示ハ ○赤十字ノ標旗ヲ植テ(外征ニ在テハ國旗ト共ニ)夜間
ハ更ニ赤色ノ燈ヲ掲ク

赤十字社トハ ○文明諸國會盟シ戰地ニ於テ患者ヲ救護スルノ方法ヲ定
メ彼我ノ別ナク殘酷ノ取扱ヲナサ、ルノミナラス傷病者ヲ救助スル人
員及器具ニ對シテハ互ニ保護ノ義務ヲ盡ス、トシテ盟約シタル結社ヲ云フ
赤十字社ノ標章ハ ○白地ニ赤十字ヲ識セルモノナリ

赤十字條約解釋

往昔ハ戰爭トイヘバ敵ヲ殲シ財産ヲ掠メテ尙ホ飽クコト無カリシガ人智
開ケ法律整フニ隨イテ戰爭ノ主義モ亦共ニ改マリ敵ト雖トモ我ニ抗敵ノ
心ヲ減シ其力ヲ失ヘバ即チ之ヲ敵視スルコトナシ故ニ彼我對戰スルモ彼
ニ於テ兵器ヲ棄テ又ハ抗敵ノ狀態ヲ止ムル時ハスナハチ之ヲ敵ト看做サ
、ルヲ法トス是ニ於テ文明諸國盟約シ戰地ニテ互ニ患者負傷者並ニ病者
救ヒ助クル方法ヲ定メ其同盟ノ國々ハ相互ノ間不幸ニシテ戰爭ヲ開キ軍

人傷ヲ受ケ敵地ニ在ル事アルモ殘酷ノ扱ヲ受ケズ却テ其尊敬救護ヲ受ル
ニ至レリ我

皇帝陛下ハ我軍人軍属ヲシテ此幸福ヲ享ケシメントノ 聖慮ヨリ遂ニ昨
年六月五日ヲ以テ此條約ニ同盟アラセラルレ我政府ハ昨年十一月十五日ヲ
以テ全國ニ其勅令ヲ公布シタリ實ニ我軍人軍属ノ一大幸福ニシテ我國ノ
品位ヲ進メタルコトモ亦大ナリト謂フヘシ 軍律整ハズ文明ノ程度低ク殺
トスル未開國ノ如キハ此赤十字 伐屠戮ノミナリ以テ軍人ノ本色
字ノ盟約ニ入ル事ヲ許サレズ然レバ敵ニ於テ我患者ヲ扱フコト此ノ如ク
ナレバ我モ亦其心得ナカルベカラズ若シ此心得ナク萬一此條約ニ反ケル
行爲アル時ハ畏クモ

皇帝陛下ノ至仁至慈ナル 聖慮ニ乖キ國ノ品位ヲ墜スノミナラス自己ノ
身ニ自ラ刀ヲ加フルニ齊シキ道理ナレバ深ク慎ザル可ラス扱其心得トテ
ハ前ニ述タルコトヲ心ニ銘シ即チ相戰フモ敵己ニ抗戰スル力ナキ時ハ決
シテ之ヲ敵ト視ルベカラス例之ハ戰酣ニシテ互ニ接戰奮闘スル中敵我爲
ニ傷ケラレ兵器ヲ棄テ退カバ復ビ之ニ兵器ヲ向ケス又ハ我兵敵陣ヲ破リ

其敗走スル者ヲ追撃スル時敵若シ患者ヲ遺シテ退カハ其患者ニハ銃劍ハ勿論侮辱ヲモ加ヘス且ツ之ニ向テ互ニ軍人タルノ禮義ヲ正クシ尊敬ノ意ヲ表スヘシ又醫官看護長卒及ヒ擔架卒ハ此等ノ患者ヲ見ハ速ニ之ヲ救助運搬シ彼我ノ別ヲ無ルヘシ此心掛ハ唯ニ交戰中ノミニ非ス進軍又ハ退軍ノ時ニテモ總テ赤十字ノ標章アルモノニハ特ニ此尊敬保護ノ意ヲ忘ルヘカラス故ニ凱旋ノ際ナド渡船場停車場等ニ於テ夥多ノ軍人集ル時先ツ患者ヲシテ第一ニ其場所ヲ通過セシムル等皆此意ニ基ク者ナリ

此條約ニ同盟シタル國ハ患者ヲ救護スル爲ニ設クル人員家屋器具ニハ赤十字ノ標章ヲ附ケ此赤十字ノ標章アルモノハ惣テ局外中立ノ待遇ヲ受クルモノトス局外中立トハ敵ニモアラス身方ニモアラス全ク彼我ニ關係ナキ者ヲ謂フナリ

此赤十字ノ標章ノ原由ハ最初此條約ヲ締結セシ場所瑞西國中エチーヴ府ナリシヲ以テ其國ノ旗章ニ象ドリ瑞西國ノ旗章ハ赤地ニ白ノ十字ナリ故ニ其裏ヲ取リテ白地ニ赤ノ十字ヲ畫ク遂ニ此社及ビ此條約ニ名ツクルニ皆赤十字ヲ以テスルニ至レリ

此赤十字條約ハ西曆千八百六十四年即チ我が元治元甲子ノ年八月ニ瑞西國中エチーヴ府ニ於テ瑞西等十二ヶ國ノ會議ニテ成立シ赤十字社ヲ同府ニ置キ他ノ同盟各國ニ各支社ヲ設ケタリ

戰時人員並ニ物件ニ附スベキ此赤十字ノ標章ハ一定ノ軍服ニ於テ開戰ノ前ニ渡スモノトス縱ヒ軍人ノ負傷救護ニ從事スル者ナリトモ各自勝手ニ之ヲ附スルコトヲ嚴禁ス若シ恣ニ此赤十字ヲ附スル時ハ此貴重ナル標章ヲシテ却テ無効ノモノダラシムニ至ルガ故ナリ深ク注意スヘキコトゾカシ今此條約ノ趣意ヲ明瞭ナラシメン爲メ左ニ我

皇帝陛下ノ此條約ニ加盟シタマヒタル約定書ヲ掲ケ其各條ノ末ニ小解ヲ加ヘタリ雙方ヲ參照シテ有難キ 聖意ノ程ヲ感戴スヘシ

夫レ己ニ我 皇帝陛下ノ加盟アラセラレタレバ即チ我全國ノ人民皆之ニ加盟セシモノナリ然レバ一人モ此盟ニ背クヲ得ス殊ニ軍人タルモノハ此ノ規約ヲ一層嚴密ニ守ルヘキ責任アルモノナリ

明治二十年三月